

令和7年3月変更

桐生市過疎地域持続的発展計画  
(令和3年度～令和7年度)

群馬県桐生市

# 目

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 1   | 基本的な事項              |    |
| (1) | 桐生市の概況              | 1  |
| (2) | 人口及び産業の推移と動向        | 2  |
| (3) | 桐生市行財政の状況           | 9  |
| (4) | 地域の持続的発展の基本方針       | 11 |
| (5) | 地域の持続的発展のための基本目標    | 13 |
| (6) | 計画の達成状況の評価に関する事項    | 14 |
| (7) | 計画期間及び対象地区          | 14 |
| (8) | 公共施設等総合管理計画との整合     | 14 |
| 2   | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 |    |
| (1) | 現況と問題点              | 16 |
| (2) | その対策                | 16 |
| (3) | 事業計画                | 16 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合     | 17 |
| 3   | 産業の振興               |    |
| (1) | 現況と問題点              | 18 |
| (2) | その対策                | 19 |
| (3) | 事業計画                | 22 |
| (4) | 他の市町村等との連携          | 27 |
| (5) | 産業振興促進事項            | 27 |
| (6) | 公共施設等総合管理計画との整合     | 27 |
| 4   | 地域における情報化           |    |
| (1) | 現況と問題点              | 28 |
| (2) | その対策                | 28 |
| (3) | 事業計画                | 28 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合     | 28 |
| 5   | 交通施設の整備、交通手段の確保     |    |
| (1) | 現況と問題点              | 29 |
| (2) | その対策                | 29 |
| (3) | 事業計画                | 30 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合     | 35 |
| 6   | 生活環境の整備             |    |
| (1) | 現況と問題点              | 36 |
| (2) | その対策                | 36 |
| (3) | 事業計画                | 38 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合     | 39 |

|     |                             |     |
|-----|-----------------------------|-----|
| 7   | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 |     |
| (1) | 現況と問題点                      | 4 0 |
| (2) | その対策                        | 4 1 |
| (3) | 事業計画                        | 4 2 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合             | 4 5 |
| 8   | 医療の確保                       |     |
| (1) | 現況と問題点                      | 4 6 |
| (2) | その対策                        | 4 7 |
| (3) | 事業計画                        | 4 7 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合             | 4 7 |
| 9   | 教育の振興                       |     |
| (1) | 現況と問題点                      | 4 8 |
| (2) | その対策                        | 4 8 |
| (3) | 事業計画                        | 4 9 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合             | 5 1 |
| 10  | 集落の整備                       |     |
| (1) | 現況と問題点                      | 5 3 |
| (2) | その対策                        | 5 3 |
| (3) | 事業計画                        | 5 3 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合             | 5 3 |
| 11  | 地域文化の振興等                    |     |
| (1) | 現況と問題点                      | 5 3 |
| (2) | その対策                        | 5 4 |
| (3) | 事業計画                        | 5 4 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合             | 5 5 |
| 12  | 再生可能エネルギーの利用の推進             |     |
| (1) | 現況と問題点                      | 5 5 |
| (2) | その対策                        | 5 6 |
| (3) | 事業計画                        | 5 6 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合             | 5 6 |
| 13  | その他地域の持続的発展に関し必要な事項         |     |
| (1) | 現況と問題点                      | 5 6 |
| (2) | その対策                        | 5 6 |
| (3) | 事業計画                        | 5 7 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画との整合             | 5 7 |
| ●   | 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）           | 5 8 |

# 1 基本的な事項

## (1) 桐生市の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

桐生市は、1921年(大正10年)に全国84番目の市として誕生しました。その後、幾多の市域の変遷を経て、2005年(平成17年)には新里村、黒保根村と合併し、面積は約2倍に広がりました。総面積274.45k㎡、人口約115,000人(2015年10月時点)の都市であり、関東平野の北端である群馬県東部に位置し、東は栃木県足利市及び佐野市と接し、南は太田市、伊勢崎市、西は前橋市、北は沼田市と接しています。市街地には渡良瀬川と桐生川が流れ、山々が屏風状に連なり、市の総面積の約7割を森林が占めるなど、水と緑に恵まれた自然豊かな地となっています。

桐生の歴史は古く、市内からは縄文時代の石器・土器、住居跡が発掘され、なかでも千網谷戸遺跡(ちあみがいどいせき)から出た耳飾りは国の重要文化財に指定されています。また、古くから織物のまちとして発展してきた桐生市は、奈良時代のはじめには絹織物を朝廷に献上した記録が残っており、江戸時代には「西の西陣、東の桐生」とうたわれ、織物の一大産地となりました。現在も、天満宮地区と本町一、二丁目には、約400年前の土地の区画(敷地割)に江戸後期から昭和初期に建てられた主屋や土蔵、ノコギリ屋根の工場など、絹織物業に係わるさまざまな建造物が数多く残り、織物業で栄えた桐生の歴史を今に伝えることから、国の「重要伝統的建造物群保存地区<sup>※1</sup>」に選定されています。

黒保根では、1874年(明治7年)日本初となる民間経営の水沼製糸所が開業され、粗悪品だった日本生糸の品質改良等に寄与するとともに、アメリカでの生糸市場の開拓・拡大に貢献しました。さらに、1873年(明治6年)県内で2番目の小学校として開校した現在の桐生市立黒保根小学校と中学校では、水沼製糸所とゆかりのある「西町インターナショナルスクール(東京・西麻布)」と、現在も交流を続け、英語教育に力を注いでいます。

※1 重要伝統的建造物群保存地区…市町村が条例などにより、歴史的な建造物や町並み、またそれらと一体となっている環境を保存するために都市計画で決めた伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したものの。

### イ 過疎の概要

本市の人口は、1975年(昭和50年)をピークに減少傾向であり、特に桐生地区(※平成の合併前の旧桐生市のこと。以下同じ)、黒保根地区(※平成の合併前の旧黒保根村のこと。以下同じ)については、減少率が高い状況となっています。自然減及び社会減が続いており、今後も一層の人口減少が危惧されています。

黒保根地区においては、昭和45年度から令和2年度まで、過疎地域対策緊急措置法から過疎地域自立促進特別措置法までの、いわゆる過疎法の適用を受け、産業の振興、交通通信体系の整備など、急激な人口減少に歯止めをかけるため総合的に対策を実施してきましたが、平成17年、22年、27年の国勢調査では、5年ごとに人口減少率が12%以上と顕著となっています。また、高齢化率も40%を超えるなど、年々上昇し続けています。

このような中、令和3年4月1日付けで施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、指定要件の見直しが行われ、桐生地区、黒保根地区が、ともに人口要件及び財政力要件を満たし、「一部過疎」として指定されることとなりました。

## ウ 社会的経済的発展の方向の概要

本市の主要産業である製造業は、歴史的な背景を持つ繊維産業や、北関東を中心に集積されている自動車産業を背景とした輸送機器関連の産業が盛んとなっていますが、繊維産業については、安価な海外製品の流入などにより、厳しい経営環境が続いています。

本市では、繊維産業に係る独特の歴史、都市部と山間地が近接した自然豊かで「快疎」な環境など地域の資源を生かした地域振興や観光振興について、県や群馬大学等との産学官民連携を推進しながら、各種産業の振興に取り組むことで、地域の活力や持続性の向上に努めています。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口

本市の人口は1975年(昭和50年)をピークに減少傾向に転じ、2005年(平成17年)には128,037人、2015年(平成27年)には114,714人となり、この10年間で13,300人(10%)程度減少しています。

年齢3区分別人口の2005年(平成17年)から2015年(平成27年)までの10年間の変化率をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)については大幅に減少している一方で、老年人口(65歳以上)は20%以上増加しており、少子高齢化が進行しています。

1980年(昭和55年)には、理想的な人口構造とされるピラミッド型でしたが、その後逆三角形型に推移し、2040年(令和22年)には、団塊の世代が90歳以上、団塊ジュニアが65歳以上となることから、今後も大幅に高齢化が進むこととなります。

表1 人口の推移(国勢調査)

桐生地区及び黒保根地区

| 区 分             | 昭和35年   | 昭和50年   |      | 平成2年    |        | 平成17年   |        | 平成27年  |        |
|-----------------|---------|---------|------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|
|                 | 実数      | 実数      | 増減率  | 実数      | 増減率    | 実数      | 増減率    | 実数     | 増減率    |
| 総 数             | 128,235 | 137,718 | 7.4% | 129,476 | -6.0%  | 111,713 | -13.7% | 98,460 | -11.9% |
| 0歳～14歳          | 36,450  | 33,730  | -7%  | 20,921  | -38.0% | 14,191  | -32.2% | 9,869  | -30.5% |
| 15歳～64歳         | 85,028  | 92,124  | 8%   | 89,551  | -2.8%  | 69,428  | -22.5% | 54,443 | -21.6% |
| うち15歳～29歳(a)    | -       | -       | -    | 26,768  | -      | 16,822  | -37.2% | 12,919 | -23.2% |
| 65歳以上(b)        | 6,757   | 11,863  | 76%  | 18,990  | 60.1%  | 28,471  | 49.9%  | 33,918 | 19.1%  |
| (a)／総数<br>若年者比率 | -       | -       | -    | 20.7    | -      | 15.1    | -      | 13.1   | -      |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | 5.3     | 8.6     | -    | 14.7    | -      | 25.5    | -      | 34.4   | -      |

※総数には年齢不詳含む

市域全体

| 区 分             | 昭和35年        | 昭和50年        |           | 平成2年         |            | 平成17年        |             | 平成27年        |             |
|-----------------|--------------|--------------|-----------|--------------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
|                 | 実数           | 実数           | 増減率       | 実数           | 増減率        | 実数           | 増減率         | 実数           | 増減率         |
| 総 数             | 人<br>138,224 | 人<br>148,375 | %<br>7.3% | 人<br>142,822 | %<br>-3.7% | 人<br>128,037 | %<br>-10.4% | 人<br>114,714 | %<br>-10.4% |
| 0歳～14歳          | 39,979       | 36,254       | -9%       | 23,627       | -34.8%     | 16,309       | -31.0%      | 12,062       | -26.0%      |
| 15歳～64歳         | 90,903       | 99,306       | 9%        | 98,602       | -0.7%      | 80,226       | -18.6%      | 64,314       | -19.8%      |
| うち15歳～29歳(a)    | 38,775       | 33,948       | -12%      | 29,806       | -12.2%     | 19,500       | -34.6%      | 15,133       | -22.4%      |
| 65歳以上(b)        | 7,342        | 12,815       | 75%       | 20,593       | 60.7%      | 31,429       | 52.6%       | 38,078       | 21.2%       |
| (a)／総数<br>若年者比率 | %<br>28.1    | %<br>22.9    | -         | %<br>20.9    | -          | %<br>15.2    | -           | %<br>13.2    | -           |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | %<br>5.3     | %<br>8.6     | -         | %<br>14.4    | -          | %<br>24.5    | -           | %<br>33.2    | -           |

※総数には年齢不詳含む

表2 男女別人口の推移（国勢調査）

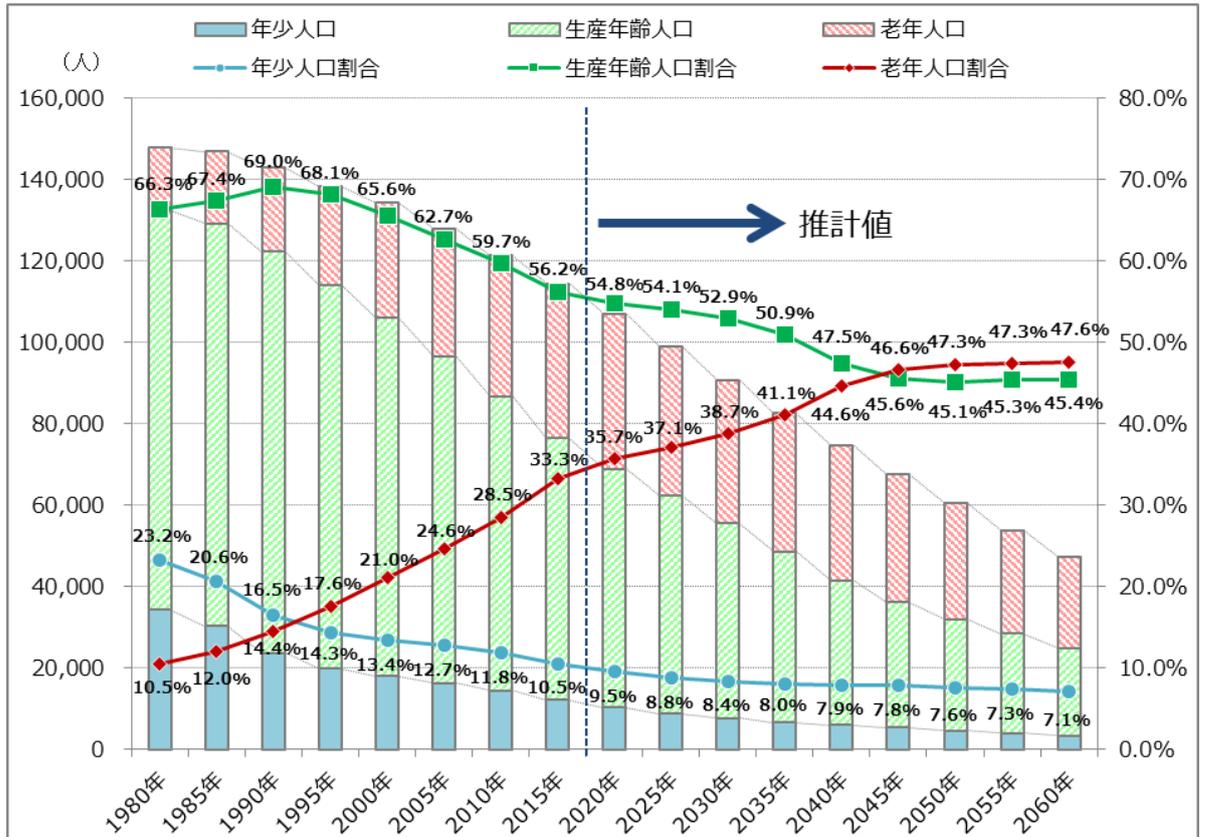
桐生地区及び黒保根地区

| 区 分 | 平成12年        |        |        | 平成17年        |        |           | 平成22年        |        |           | 平成27年       |        |           |
|-----|--------------|--------|--------|--------------|--------|-----------|--------------|--------|-----------|-------------|--------|-----------|
|     | 実数           | 構成比    |        | 実数           | 構成比    | 対前回増減率    | 実数           | 構成比    | 対前回増減率    | 実数          | 構成比    | 対前回増減率    |
| 総 数 | 人<br>118,187 | %<br>— | %<br>— | 人<br>111,713 | %<br>— | %<br>△5.5 | 人<br>105,144 | %<br>— | %<br>△5.9 | 人<br>98,460 | %<br>— | %<br>△6.4 |
| 男   | 57,173       | 48.4   | —      | 53,744       | 48.1   | △6.0      | 50,550       | 48.1   | △5.9      | 47,341      | 48.1   | △6.3      |
| 女   | 61,014       | 51.6   | —      | 57,969       | 51.9   | △5.0      | 54,594       | 51.9   | △5.8      | 51,119      | 51.9   | △6.4      |

市域全体

| 区 分 | 平成12年        |        |        | 平成17年        |        |           | 平成22年        |        |           | 平成27年        |        |           |
|-----|--------------|--------|--------|--------------|--------|-----------|--------------|--------|-----------|--------------|--------|-----------|
|     | 実数           | 構成比    |        | 実数           | 構成比    | 対前回増減率    | 実数           | 構成比    | 対前回増減率    | 実数           | 構成比    | 対前回増減率    |
| 総 数 | 人<br>134,298 | %<br>— | %<br>— | 人<br>128,037 | %<br>— | %<br>△4.7 | 人<br>121,704 | %<br>— | %<br>△4.9 | 人<br>114,714 | %<br>— | %<br>△5.7 |
| 男   | 65,174       | 48.5   | —      | 61,796       | 48.3   | △5.2      | 58,765       | 48.3   | △4.9      | 55,327       | 48.2   | △5.9      |
| 女   | 69,124       | 51.5   | —      | 66,241       | 51.7   | △4.2      | 62,939       | 51.7   | △5.0      | 59,387       | 51.8   | △5.6      |

表3 年齢3区分別人口の推移（桐生市人口ビジョンより）



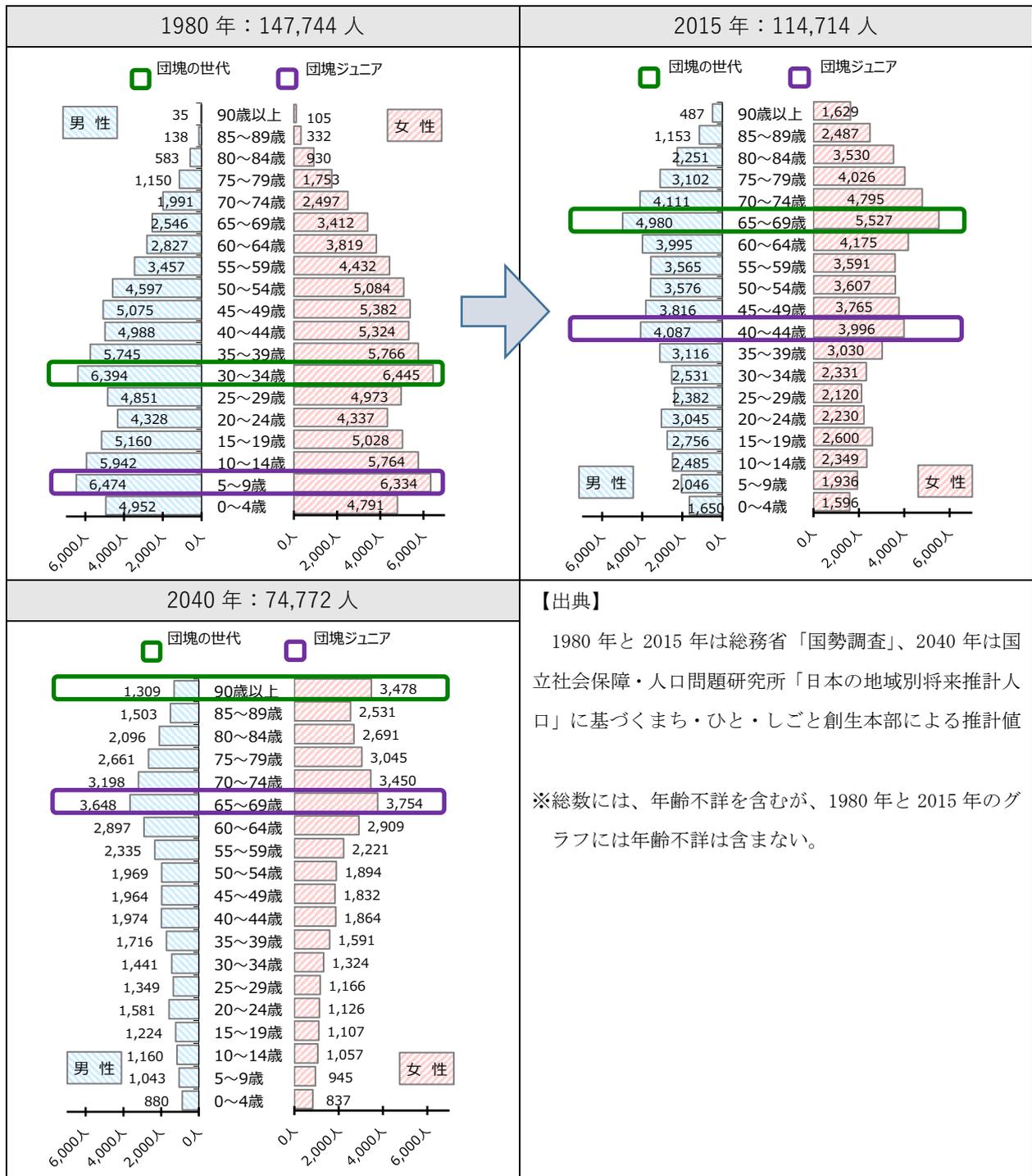
(単位：人)

|                 | 1980年   | 1985年   | 1990年   | 1995年   | 2000年   | 2005年   | 2010年   | 2015年   | 2020年   | 2025年  | 2030年  | 2035年  | 2040年  | 2045年  | 2050年  | 2055年  | 2060年  |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年少人口 (0~14歳)    | 34,257  | 30,181  | 23,627  | 19,760  | 17,933  | 16,309  | 14,353  | 12,062  | 10,213  | 8,707  | 7,579  | 6,618  | 5,923  | 5,277  | 4,602  | 3,939  | 3,356  |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 98,012  | 98,977  | 98,602  | 94,135  | 88,094  | 80,226  | 72,413  | 64,314  | 58,657  | 53,474 | 47,948 | 42,003 | 35,485 | 30,767 | 27,286 | 24,408 | 21,494 |
| 老年人口 (65歳以上)    | 15,472  | 17,667  | 20,593  | 24,298  | 28,247  | 31,429  | 34,625  | 38,078  | 38,160  | 36,701 | 35,120 | 33,920 | 33,364 | 31,404 | 28,632 | 25,483 | 22,545 |
| 総人口             | 147,744 | 146,825 | 142,838 | 138,193 | 134,298 | 128,037 | 121,704 | 114,714 | 107,030 | 98,882 | 90,647 | 82,542 | 74,772 | 67,448 | 60,519 | 53,831 | 47,394 |

※総数には年齢不詳含む

【出典】2015年以前は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づくまち・ひと・しごと創生本部による推計値

表4 人口ピラミッドの推移 (桐生市人口ビジョンより)



## イ 産 業

本市の産業構造と動向については、平成28年においては事業所数で見るとサービス業が最も多く、次いで卸・小売業、製造業の順となっていますが、総数としては減少傾向が続いています。

(単位：事業所)

|       | 昭和50年 | 平成3年  | 平成18年 | 平成23年 | 平成28年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 製造業   | 3,863 | 3,302 | 1,739 | 1,439 | 1,197 |
| 卸・小売業 | 2,694 | 2,584 | 1,901 | 1,515 | 1,360 |
| サービス業 | 2,222 | 2,886 | 2,467 | 2,263 | 2,212 |
| 建設業   | 597   | 754   | 686   | 638   | 560   |
| その他   | 226   | 445   | 466   | 544   | 513   |
| 計     | 9,602 | 9,971 | 7,259 | 6,399 | 5,842 |

(出典：事業所統計調査、経済センサス)

就業者数の推移をみると、2000年(平成12年)の68,166人から、2015年(平成27年)には55,552人と、15年間で12,500人(18%)程度の減少となっています。

産業分類ごとの内訳をみると、第1次産業<sup>※1</sup>、第2次産業<sup>※2</sup>、第3次産業<sup>※3</sup>がそれぞれ一貫して減少しており、特に第1次産業、第2次産業については、15年間で大幅に減少しています。

また、産業分類別の就業者構成比を、国・県・桐生市で比較すると、桐生市は第2次産業の割合が国や県より大きくなっています。産業分類別で見ますと、男性では「製造業」が、女性では「医療、福祉」が最も多くなっています。特化係数<sup>※4</sup>については男女ともに「製造業」が最も高く、男性1.68、女性1.87となっています。その他に、「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」が男女ともに特化係数1を超えています。

※1 第1次産業…農業、林業、漁業。

※2 第2次産業…鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業。

※3 第3次産業…情報通信業、運輸業、小売業、金融業、サービス業などの第1次産業、第2次産業以外の産業。

※4 特化係数…桐生市の各産業の就業者比率を全国の各産業の就業者比率で割った値であり、1以上であれば全国と比較して就業者比率が特化している産業となる。

表5 産業別人口の動向(国勢調査)

(単位：人)

|         | 2000年<br>(平成12年) |        | 2005年<br>(平成17年) |        | 2010年<br>(平成22年) |        | 2015年<br>(平成27年) |        | 変化率<br>(H12⇒H27) |
|---------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|
|         | 就業者数             | 構成比    | 就業者数             | 構成比    | 就業者数             | 構成比    | 就業者数             | 構成比    |                  |
| 総就業者数   | 68,166           | 100.0% | 62,839           | 100.0% | 57,343           | 100.0% | 55,552           | 100.0% | 81.5%            |
| 第1次産業   | 1,975            | 2.9%   | 1,842            | 2.9%   | 1,423            | 2.5%   | 1,321            | 2.4%   | 66.9%            |
| 第2次産業   | 29,046           | 42.6%  | 24,450           | 38.9%  | 20,367           | 35.5%  | 19,384           | 34.9%  | 66.7%            |
| 第3次産業   | 36,978           | 54.2%  | 36,275           | 57.7%  | 33,789           | 58.9%  | 33,209           | 59.8%  | 89.8%            |
| 分類不能    | 167              | 0.2%   | 272              | 0.4%   | 1,764            | 3.1%   | 1,638            | 2.9%   | 980.8%           |
| 15歳以上人口 | 116,341          |        | 111,655          |        | 107,038          |        | 102,392          |        | 88.0%            |
| 就業率     | 58.6%            |        | 56.3%            |        | 53.6%            |        | 54.3%            |        | —                |

(国勢調査)

表6 就業者数と就業率の推移 (国勢調査)

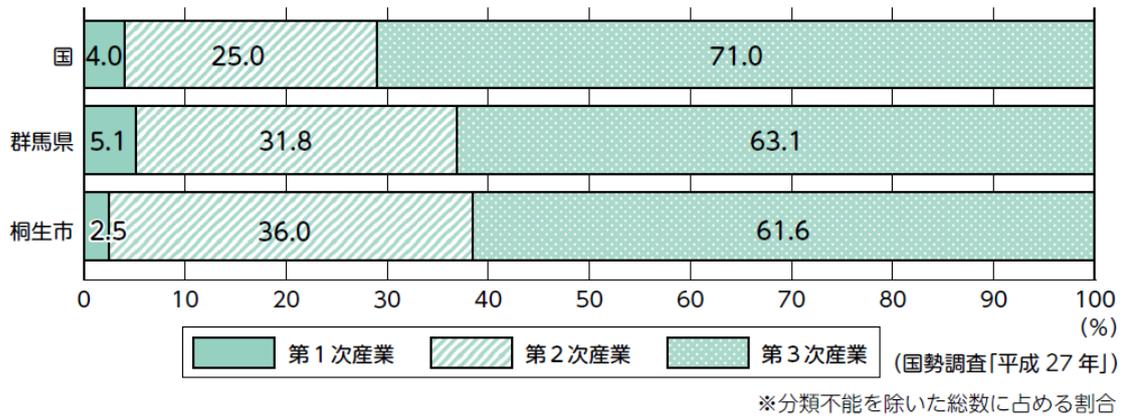


表7 産業分類別就業者構成比 (国勢調査)

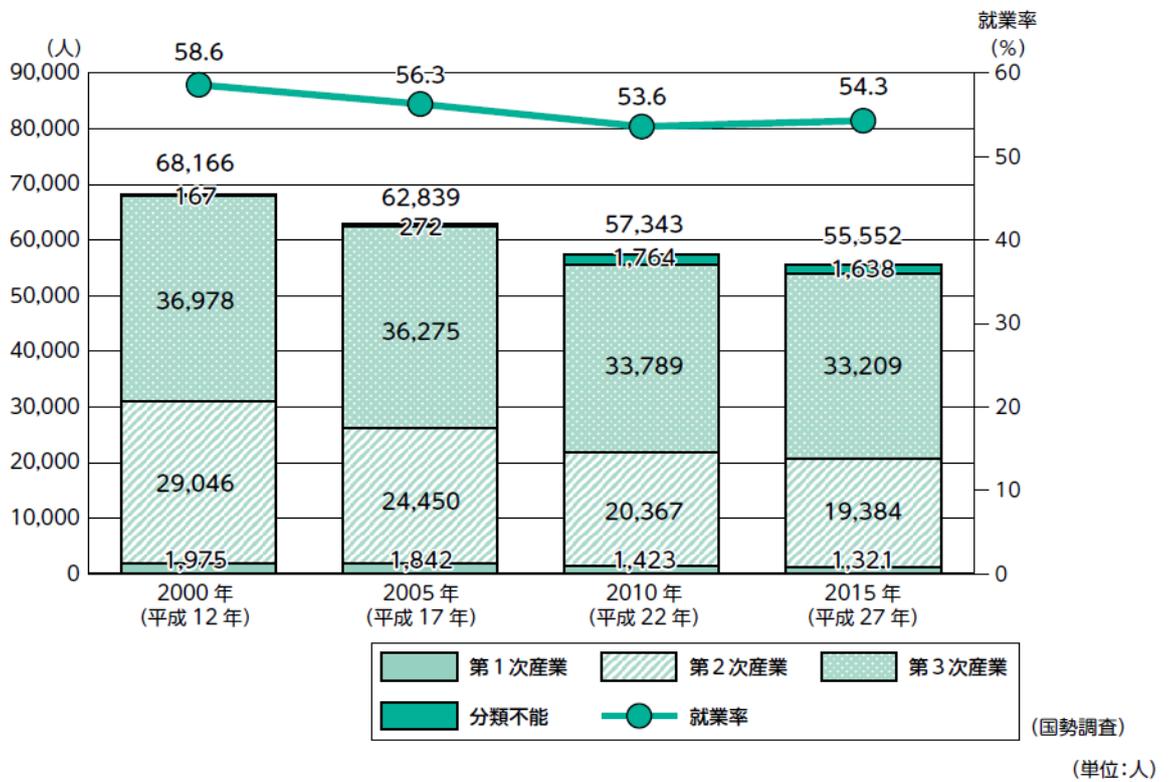
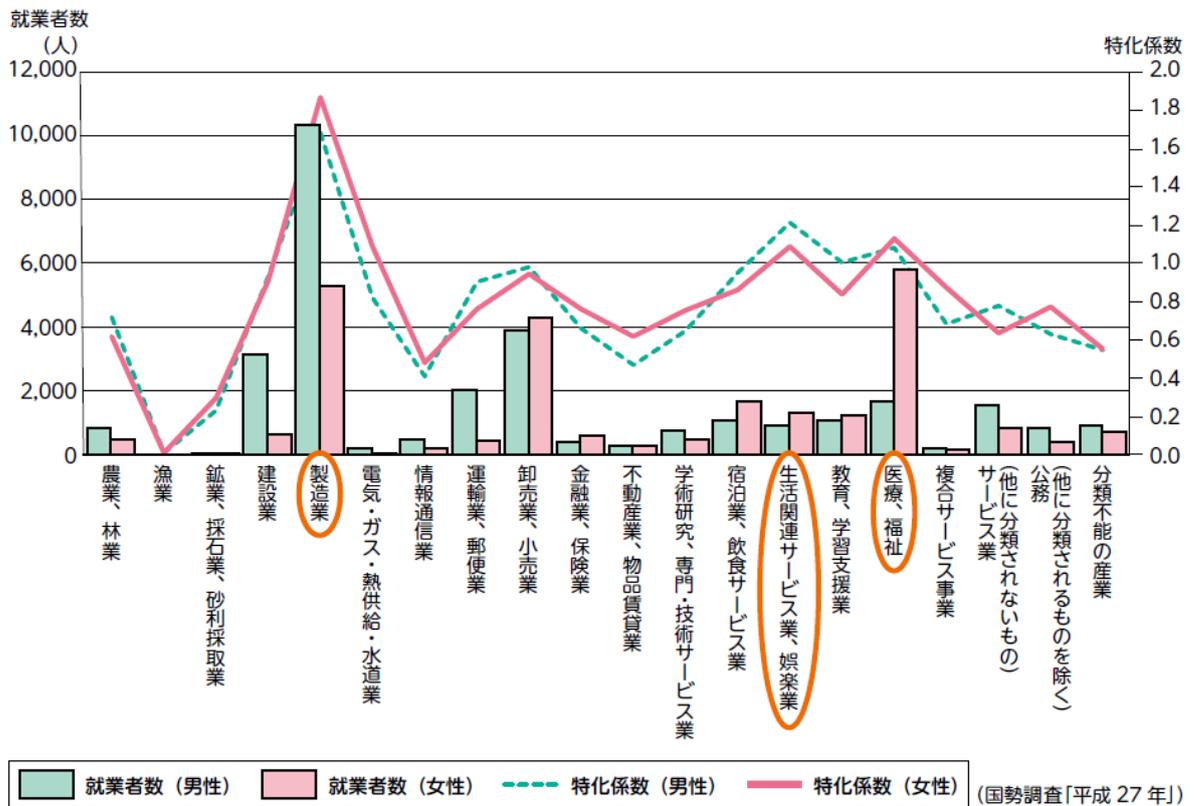


表8 男女別・産業分類別就業者数と特化係数（国勢調査）



製造業における製造品出荷額等については、輸送用機械器具製造業が伸びている一方で繊維工業の減少傾向が続いており、全体としては横ばいで推移しています。桐生地区、黒保根地区には企業誘致に適した大規模用地を確保することが困難な状況にあります。優良企業の誘致に努めながら、高い技術と優れた製品を有する中小企業者の支援を行うなどし、雇用の確保を図ることが課題となっています。

表9 製造品出荷額等の推移

単位：万円

|            | 平成25年      | 平成26年      | 平成28年      | 平成29年      | 平成30年      |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 合計         | 21,334,665 | 22,347,273 | 22,711,920 | 23,936,258 | 23,463,761 |
| 輸送用機械器具製造業 | 7,040,139  | 7,565,976  | 7,683,816  | 8,443,790  | 8,510,284  |
| 電気機械器具製造業  | 2,436,211  | 2,598,794  | 3,476,468  | 2,773,555  | 3,872,959  |
| 金属製品製造業    | 1,582,129  | 1,595,437  | 1,870,543  | 2,373,678  | 1,750,279  |
| 繊維工業       | 1,900,410  | 1,825,085  | 1,835,339  | 1,713,902  | 1,610,300  |

※合計額には、その他業種の製造品出荷額を含む

(出典：工業統計調査)

### (3) 桐生市行財政の状況

#### ア 行政

平成17年6月13日に、桐生市、新里村、黒保根村が合併し、現「桐生市」となり16年が経過しました。

平成19年には、新市の均衡ある発展を目指して合併後初めての総合計画となる「桐生市新生総合計画」を策定し、様々な取組を積極的に推進してきましたが、この間、本市を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少、少子化・高齢化の急速な進行や環境・エネルギー問題をはじめとする地球規模の課題に対する意識の高まりなどを背景に市民のライフスタイルは多様化し、行政ニーズは高度化・複雑化してきています。

こうした状況を踏まえ、現下の諸課題に的確に対応するとともに、中長期的な視点に立って持続可能なまちづくりを進めるため、令和2年度を初年度とする「桐生市第六次総合計画」を策定しました。

この計画では、将来都市像を「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」とし、6つの施策の方向性の下、41の分野別施策を体系化し、総合的かつ計画的に展開することで、その実現を目指すこととしています。また、本市の最重要課題である人口減少問題に引き続き取り組むため、「第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各施策を本計画の重点施策として位置づけたほか、「市民の幸福実感度」の向上を目標の一つに掲げるとともに、持続可能なまちづくりとして「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成を目指す計画となっています。

#### イ 財政

歳入については、平成27年度の総額が49,884,582千円であり、そのうち、地方交付税を中心とした一般財源は27,279,879千円で構成比は54.7%です。また、国庫支出金、県支出金、地方債などの特定財源は22,604,703千円で構成比は45.3%です。令和元年度については、総額が47,502,093千円であり、そのうち、一般財源は26,311,262千円で55.4%、特定財源は21,190,831千円で44.6%となっています。

歳出については、平成27年度の総額が46,265,230千円であり、そのうち義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は22,917,408千円で構成比は49.5%、投資的経費は4,634,741千円で構成比は10.0%、その他の歳出が18,713,081千円で構成比は40.5%となっています。令和元年度では、総額は45,115,411千円であり、そのうち義務的経費は22,093,322千円で構成比は49.0%、投資的経費は5,541,236千円で構成比は12.3%、その他の歳出が17,480,853千円で構成費は38.7%となっています。

財政力指数は、平成27年度の0.56に対し令和元年度は0.57と若干高くなっています。

今後においては、少子高齢化による人口減少等の影響により、一層厳しさを増すものと見込まれます。さらに、住民のニーズも多様化し、サービスの向上、充実が求められています。これらの住民要望に応えるため、自主財源の安定的な確保に努め、行財政基盤を強化し、効率的な行政運営を行う必要があります。

表10 市町村財政の状況

(単位：千円)

| 区 分            | 平成22年度     | 平成27年度     | 令和元年度      |
|----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A         | 46,398,657 | 49,884,582 | 47,502,093 |
| 一般財源           | 26,555,018 | 27,279,879 | 26,311,262 |
| 国庫支出金          | 5,822,291  | 6,924,181  | 5,589,614  |
| 都道府県支出金        | 3,067,465  | 3,727,696  | 3,643,718  |
| 地方債            | 3,857,900  | 2,453,400  | 3,689,200  |
| うち過疎債          | 61,200     | 138,500    | 72,200     |
| その他            | 7,095,983  | 9,499,426  | 8,268,299  |
| 歳出総額 B         | 43,502,909 | 46,265,230 | 45,115,411 |
| 義務的経費          | 24,384,359 | 22,917,408 | 22,093,322 |
| 投資的経費          | 3,864,101  | 4,634,741  | 5,541,236  |
| うち普通建設事業       | 3,858,982  | 4,591,127  | 5,446,512  |
| その他            | 15,254,449 | 18,713,081 | 17,480,853 |
| 過疎対策事業費        | 153,642    | 205,399    | 129,089    |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 2,895,748  | 3,619,352  | 2,386,682  |
| 翌年度へ繰越すべき財源D   | 475,827    | 915,270    | 187,682    |
| 実質収支C-D        | 2,419,921  | 2,704,082  | 2,199,000  |
| 財政力指数          | 0.58       | 0.56       | 0.57       |
| 公債費負担比率        | 14.4       | 11.1       | 11.9       |
| 実質公債費比率        | 10.9       | 5.6        | 4.8        |
| 起債制限比率         | 10.1       | 4.6        | 4.3        |
| 経常収支比率         | 91.3       | 90.3       | 96.5       |
| 将来負担比率         | 84.0       | 23.8       | -          |
| 地方債現在高         | 40,278,642 | 38,487,613 | 34,517,773 |

## ウ 施設整備水準

施設整備につきましては、住民福祉と生活環境の向上のための諸施策の積極的な執行が進められてきた結果、主要公共施設の整備水準は上昇しました。

道路の改良・舗装や地域情報システムなど交通通信体系の整備、小中学校の校舎など教育環境の整備、病院等医療の確保、上下水道施設など生活環境の整備のほか多方面にわたった整備が行われてきました。

一方で、少子高齢化による人口減少の時代を迎え、社会保障関係費の増加や税収の落ち込みが予想され、公共施設等への投資力が低下し、現状のまま維持・更新していくことが困難な状況となることが予測されます。

そこで、公共施設等を取り巻く課題の解決に向けた今後の取組に対する基本的な考え方を示すために、平成29年3月に「桐生市公共施設等総合管理計画」を策定しました。計画に基づき公共施設の適切な配置と管理を進めながら、施設の複合化や多機能化などにより利便性の向上を目指してまいります。

表11 主要公共施設等の整備状況

| 区 分                   | 昭和45<br>年度末 | 昭和55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村道 (m)              | 1,361,527   | 1,401,038   | 1,081,887   | 1,125,527   | 1,166,341   | 1,168,188  |
| 改良率 (%)               | 24.4        | 22.2        | 46.5        | 54.9        | 58.4        | 59.7       |
| 舗装率 (%)               | 12.7        | 21.7        | 59.0        | 67.9        | 72.1        | 74.2       |
| 農道延長 (m)              | -           | -           | -           | -           | 0           | 0          |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)   | 0.9         | 2.1         | 1.5         | 0.6         | 0           | 0          |
| 林道延長 (m)              | 21,171      | 41,284      | 54,150      | 61,230      | 60,446      | 68,552     |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m)   | 1.6         | 2.8         | 3.4         | 7.6         | 6.0         | -          |
| 水道普及率 (%)             | 90.9        | 97.2        | 98.6        | 99.4        | 99.9        | 99.9       |
| 水洗化率 (%)              | -           | -           | 59.7        | 80.8        | 86.4        | 89.5       |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | -           | 9.7         | 10          | 11          | 12.7        | 11.8       |

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

##### ①これまでの実績と課題

全国的に急激な人口減少社会を迎えようとしている今日において、人口減少に歯止めをかけることは、本市においても重要かつ喫緊の課題です。

黒保根地区においては、昭和 45 年度から継続的に過疎法に基づく過疎対策を実施し、急激な人口減少に歯止めをかけるため各種事業を実施してきましたが、高齢化率も人口減少率も年々上昇し続けています。

本市では、平成 25 年度に策定した「桐生市新生総合計画後期基本計画」に人口減少対策を最重要課題として位置づけ、各施策の推進・充実に努めてまいりました。また、人口減少対策の本格実施初年度と位置付けた平成 26 年度には、「子育て世代に”住むなら桐生”」とだけ思っていたような施策を展開するなど、国の動きに先駆け、人口減少対策に関する取組を進めてまいりました。さらに、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、地域の活力を維持することを目指し、平成 28 年 3 月に第 1 期計画となる「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「桐生市人口ビジョン」を策定しました。

令和元年 12 月には「桐生市第六次総合計画」、令和 2 年 4 月には「第 2 期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに「桐生市人口ビジョン」を改訂し、引き続き、人口減少克服・桐生ならではの地方創生に向け取り組んでいます。

これらの取組に伴い、一定の成果があるものの人口減少に歯止めをかけるまでには至っていませんが、人口減少問題は一朝一夕で解決するものではなく、中長期的な目標の下、継続的な取組が必要となっています。

##### ②SDGs (持続可能な開発目標) の推進

本市では、桐生市第六次総合計画において、各分野別施策と SDGs の 17 の目標との関連を示し、各施策の推進を図ることにより、SDGs の達成につなげることをしています。本計画は、桐生市第六次総合計画と整合を保ちながら、重点的に過疎対策に取り組むことから、SDGs の達成にもつながるものです。

[SDGs とは]

SDGs とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGs アクションプラン2020」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。



### ③基本方針

本計画については、県が作成した過疎地域持続的発展方針「ぐんま快疎化リーディングプラン」に基づき、桐生市第六次総合計画、第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略、桐生市人口ビジョンをはじめとする計画と整合を保ちながら、自然環境等の調和を考慮しつつ、各種対策を推進します。

#### 1. 産業経済の振興（産業、観光）

都市の活力を維持・向上するためには、産業経済の発展は不可欠であり、まちなのにぎわいづくりや、居住地として選ばれるための仕事づくりという観点からも、その振興を図ります。

また、ものづくりのまちとして発展してきた本市の特性を踏まえ、伝統産業と先端産業の共存共栄に向けた産業構造・産業基盤の強化を図るとともに、豊かな自然環境をはじめとした地域固有の資源を生かし、農林業や観光の活性化を進めます。

#### 2. 福祉・健康の増進（福祉、健康、医療）

少子高齢化が進行し、社会保障制度のあり方も変化していく中で、子育て世帯、高齢者や障がい者等を含め、全ての市民が安心して充実した生活を営むことができるように、福祉・健康・医療関連の公的サービスの充実を図ります。

また、地域共生社会<sup>※1</sup>の実現に向けて、個人、家族、地域、行政がそれぞれ担うべき役割を明確にするとともに、地域が一丸となってさまざまな課題解決に取り組んでいくための体制づくり・仕組みづくりを進めます。

※1 地域共生社会…制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### 3. 教育・文化の向上（教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ）

まちづくりの原点は人づくりにあることから、「桐生を好きな子供」を育てることに重点を置き、次代を担う子どもたちの教育環境を充実させるとともに、生涯にわたって学ぶ意欲を持てる環境づくりを進めます。

また、本市固有の歴史や文化の継承に向けた取り組みや芸術・スポーツ等を通して、市民の心の豊かさを育みます。

### 4. 生活環境の向上（環境・安全・安心）

近年、大規模な自然災害が多発していることから、防災・減災対策、消防・救急体制の強化を進めるとともに、防犯・交通安全対策などの取り組みを推進し、全ての市民の安全・安心な暮らしを実現します。

また、「環境先進都市」を目指した取り組みを進めることで、持続可能な社会の実現を目指します。

### 5. 都市基盤の整備（都市基盤）

自然環境との調和や市民生活の利便性向上を踏まえた都市設計により、本市の規模に適した効率的・合理的な道路・交通体系、上下水道等の都市基盤の整備を進め、持続可能な都市の形成を目指します。

また、快適で機能的なだけでなく、歴史的なまちなみや水と緑に恵まれた豊かな環境を生かし、本市ならではの魅力を感じることができるまちづくりの実現を目指します。

### 6. 基本方針推進のために（協働、行政運営）

多様な資源や民間活力の有効活用、また、都市間連携等による効率的かつ効果的な行政運営を行い、新たな市民ニーズへ対応するとともに行財政基盤の安定化を図ります。

また、市民と行政が協働するまちづくりに向けて、開かれた行政を目指すとともに、誰もが互いを尊重し、持てる能力を発揮することができる環境づくりを進めます。

さらに、全ての市民が桐生市民であることに誇りを持てるよう、本市の魅力を高めるシティブランディング※2を推進します。

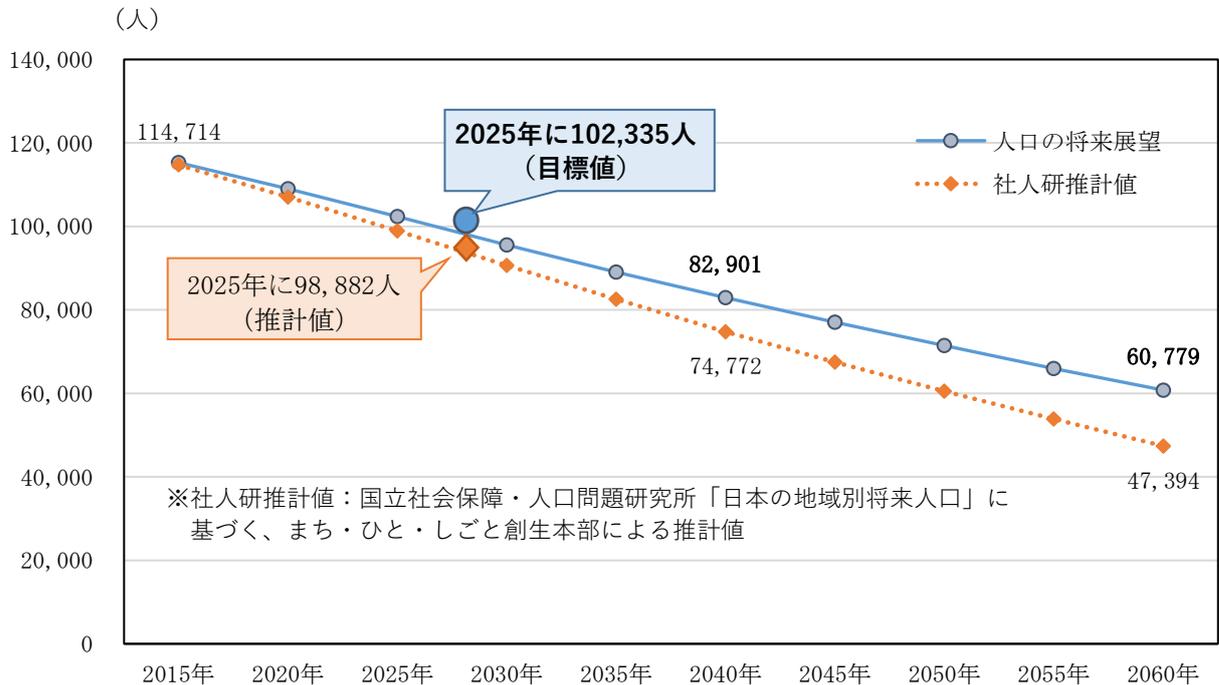
※2 シティブランディング…“まち”の「持ち味」や「らしさ」に磨きをかけ、多くの人々に届けることで、“まち”の価値を大きくする取り組み。

## （5）地域の持続的発展のための基本目標

本市では人口減少の抑制を目指して 2015 年度に策定した「桐生市人口ビジョン」（2020 年改訂）において、人口の将来展望として、2040 年に約 83,000 人、2060 年に約 61,000 人の人口を維持することを目標として設定しています。

目標の達成に向けては、桐生市第六次総合計画の重点施策として位置づけた施策により構成される「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、出生や転入の促進、転出の抑制を図ることが重要となります。こうした状況を踏まえ、本計画における人口の将来展望は人口ビジョンの目標値に準拠し、2025 年度の目標とする将来人口を約 102,000 人、社会増減数の 2025 年度の目標値を▲265 人とします。

表 12 桐生市人口ビジョンに基づく人口の将来展望



#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、目標達成状況をとりとまとめ、産官学民による外部有識者を含めた形で評価を行うことで、事業を見直ししながら計画の効果的な推進に努めてまいります。

#### (7) 計画期間及び対象地区

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

対象地区は、桐生地区及び黒保根地区です。

#### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、「人口減少と財政的制約の下、進行する施設の老朽化という課題に対応しつつ、一定の公共サービスの質を維持するためには、総合的かつ計画的な公共施設等のマネジメントが必要です。」としており、「施設総量の縮小」「施設規模・機能の適正化」「計画的かつ効率的な管理・運営及び資産活用の推進」の3つの基本理念と次の基本方針を掲げています。

#### ア 建物

##### ○建物の数値目標

- ・延床面積を35年後(2051年)に45%縮減することを目標とします。

##### ○新規整備の抑制及び複合化の推進

- ・原則として、新規整備を抑制し、既存施設の有効活用を検討します。

- ・政策的に新設が必要な場合は、既存施設の更新時に当該新設施設と同等以上の延床面積を縮減することとします。

- ・既存施設の更新時には、複合化で建物の有効活用を図ります。

## イ インフラ施設

- 安全安心の確保を最優先とした維持管理
  - ・安全安心の確保を最優先にインフラ施設の維持管理を進めます。
- 最適化
  - ・社会構造の変化等により不要となるインフラ資産は、利用需用の変化に応じた総量の最適化を推進します。
  - ・安全性を確保した上で、業務の見直しによる維持管理費の縮減や、所定の機能を維持した施設の長寿命化などにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

## ウ 共通

- 効率的な管理・運営
  - ・PPP<sup>※1</sup>（PFI<sup>※2</sup>や指定管理者制度など）の導入をはじめとする民間の資金やノウハウの積極的な活用により、利用者に対して必要なサービスを低廉なコストで提供するなど、効率的な管理・運営に努めます。
- 公的不動産（PRE<sup>※3</sup>）としての資産活用
  - ・公共施設等を貴重な経営資源と捉え、地域経済の活性化や財政健全化を念頭に、公民連携の視点を積極的に取り入れながら、公的不動産として有効に活用します。
- 計画的な予防保全
  - ・施設の老朽化に対しては、計画的な予防保全の考え方を導入することで、点検・診断から修繕・改修・更新までのメンテナンスサイクルを構築し、長期にわたり良好な状態を維持します。
- ニーズへの対応
  - ・人口や世代構成の変化によるニーズの変化に対応するため、利用需要に応じた規模の適正化や機能の見直しを図ることで、求められる市民サービスの維持に努めます。
- 既存施設の有効活用
  - ・人口減少の局面に入った本市では、今後は施設の利用者数の減少も予測されることから、限られた財源の中で、できる限り既存施設を有効活用することで、財政負担の軽減を図ります。
- 個別計画の策定
  - ・施設類型ごとに総合的かつ計画的な管理を行うため、本計画を踏まえた施設類型ごとの個別計画を策定し、その推進に努めます。
- 民間への移譲
  - ・持続可能な行政サービスを提供していくため、行政が全てを担うという発想を転換し、民間が担うことのできるサービスについては積極的に民間に委ねていきます。

本計画における公共施設等の整備にあたっては、上記の桐生市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき実施します。

※1 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）…公民が連携して公共サービスの提供を行うこと。

※2 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）…公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

※3 PRE（パブリック・リアル・エステイト）…国や地方自治体が保有する不動産のこと。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

移住・定住の促進を図るため、桐生地区、黒保根地区の特徴に応じた桐生暮らしの魅力の発信とともに、多様化する移住希望者のニーズを受け止め、地域に橋渡しできる支援体制づくりが課題となっています。

### (2) その対策

人口の流出を抑制し、市民の住宅ニーズに合った住まいの供給を確保しつつ、若い世代の定住化を促進するための対策を推進します。

- ①市外からの転入を促進し、市外への転出を抑制するとともに市内への定住促進を図り、人口減少に歯止めをかけるため、居住を目的として住宅の建築・購入を行う人へ、住宅取得費やリフォーム工事費等の一部を補助します。
- ②空き家を利活用した移住・定住の促進を図るため、移住・定住先としての桐生の魅力を積極的に発信するとともに、空き家の利活用を促すための事業を実施します。
- ③人口減少対策と空き家対策の一環として、空き家の利活用や、除却後の跡地の有効活用及び地域の防犯・防災・活性化に寄与するため、空き家をリフォームまたは除却する人に工事費の一部を補助します。
- ④黒保根地区への定住促進を支援するため、結婚、出産、新築等の奨励金を交付します。
- ⑤農林業体験や地域交流等の拠点である桐生市ふるさと探訪ふれあい館を整備、有効活用し、定住促進に向けた取り組みを行います。
- ⑥地域の交流と連携を図るため設置している桐生市黒保根町交流促進センターの有効活用を図るため、新たにリモートワークにも対応できるよう整備し、施設の維持管理及び貸出を行います。
- ⑦人口減少、高齢化等が進む本市において、地域外の人材を招致してその定着を図るとともに、若者等の定住及び地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊制度を活用した地域おこしのための事業を実施します。
- ⑧立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域や居住誘導区域への移住・定住を促すため、区域環境の整備、公的不動産や低未利用土地等の利用促進を図る施策を実施します。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分         | 事業名<br>(施設名)     | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------------------|------------------|--|----------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1)移住・定住         | 立地適正化推進事業  | 市        |    |
|                       | (2)地域間交流         | 黒保根支所定住促進事業(ふるさと探訪ふれあい館整備事業)   | 市        |    |
|                       |                  | 交流促進センター管理事業   | 市        |    |
|                       | (4)過疎地域持続的発展特別事業 | 地域活動推進事業<br>(事業内容)地域おこし協力隊制度を活用した地域活性化のための事業<br>(事業の必要性)移住・定住の促進、地域活性化<br>(事業の効果)移住・定住の促進、地域活性化のための事業の推進 | 市        |    |

|  |   |    |  |
|--|---|----|--|
|  | 定住促進事業(パンフレット、広告掲載、相談会出展料)<br>(事業内容)移住・定住先としての桐生の魅力を発信<br>(事業の必要性)移住・定住の促進<br>(事業の効果)移住・定住に係る桐生市のPR促進 | 市  |  |
|  | きりゅう暮らし応援事業<br>(事業内容)空き家のリフォームや除却のための工事費を補助<br>(事業の必要性)移住・定住の促進<br>(事業の効果)空き家の利活用の促進                  | 個人 |  |
|  | きりゅう暮らし応援事業<br>(事業内容)移住・定住を目的とした住宅購入費やリフォーム工事費の補助<br>(事業の必要性)移住・定住の促進<br>(事業の効果)移住・定住に係る住宅購入やリフォームの促進 | 個人 |  |
|  | 過疎対策事業(定住促進奨励金)<br>(事業内容)結婚、出産、新築等の奨励金を交付<br>(事業の必要性)定住の促進<br>(事業の効果)定住の促進に係る住宅の新築の促進                 | 個人 |  |
|  | 関係人口創出事業<br>(事業内容)農業体験・狩猟体験等を通じて移住促進を図る<br>(事業の必要性)関係人口創出<br>(事業の効果)イベントを通じた関係人口の創出                   | 市  |  |
|  | 空き家・空き地活用事業<br>(事業内容)空き家・空き地を活用し移住・定住の促進を図る<br>(事業の必要性)移住・定住の促進<br>(事業の効果)空き家・空地の利活用の促進               | 市  |  |

※( )で記載した事業名の前に記載された数字は国から示された分類番号を記載しております。計画に対象となる事業がない場合には記載していません。以降の表も同様です。

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

| 施設類型          | 管理の方向性   |
|---------------|--|
| レクリエーション・観光施設 | <民間移管、廃止><br>・収益性の高い施設は民間移管を検討します。民間移管が困難な場合は、廃止も含めて今後の施設のあり方を検討します。<br><長寿命化><br>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。<br><民間活力の導入><br>・指定管理制度の導入を検討します。 |

|      |   |
|------|---|
| 集会施設 | <p>&lt;複合化・多機能化、拠点化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の拠点施設として、周辺の地域レベルの施設を集約し、地域に必要な機能の総合化を検討します。</li> <li>・拠点施設として位置づけられない施設は、拠点施設への集約や、他用途への機能移転による複合化を検討します。</li> </ul> <p>&lt;長寿命化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>&lt;民間活力の導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理制度の導入を検討します。</li> </ul> <p>&lt;統廃合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化、利用者の減少等に伴い、施設の統合や廃止も検討します。</li> </ul> |
|------|---|

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

ア 農業については、高齢化等により農業者人口が減少する中、大規模な農業を行う担い手の育成・確保が重要となっており、効率的で安定的な農業経営を行えるよう、農地中間管理事業を活用し、意欲ある担い手への農地集積・集約化を行うとともに、認定農業者<sup>\*1</sup>の育成や法人化を推進する必要があります。

林業については、林業従事者や新規就業者の確保など雇用安定に向けた支援を行い、国や県、森林組合を中心とする林業関係団体と連携し、意欲ある林業経営に資するための事業を推進する必要があります。

また、近年有害鳥獣が頻繁に出没し農林産物の食害を始め生産者の生産意欲を低下させており、その対策が必要です。

イ 商業については、中心市街地の空洞化が進む中で、商業の活性化に向けて、経営者（後継者）の育成に加え、本市に多く存在する近代化遺産<sup>\*2</sup>を生かした産業観光や伝統産業・地場産業との連携、地域資源の活用など、総合的・一体的に取り組むことが課題となっています。

ウ 工業、情報通信産業その他産業については、本市の中小企業は優れた技術やノウハウを有しているながら、特定の企業からの受注への依存や、経営者の高齢化などの課題を抱えていることから、経営基盤強化と競争力向上のため、新製品・新技術の開発や多様な販路の開拓を支援するとともに、創業と事業承継を促進し、産業集積の維持・発展を図る必要があります。一方で、工場等を取り巻く環境については、事業拡張のために必要な工場等用地が少なく、また、既存の工場等の周辺に住宅地が開発されるなどしたことから、操業の制約となっています。全国で企業誘致の競争が激化している中、工業団地の整備に当たっては、企業ニーズに適合した質の高い用地を選定することが重要であり、企業誘致の推進においては、地域への波及効果が期待できる優良企業を誘致する必要があります。

エ 雇用、労働環境については、新規学卒者が流出し、市内企業への就業や定着が進まない状況にあります。また、事業所等の求める人材と求職者の希望のミスマッチによ

り人手不足感が顕在化しています。性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、希望に応じた多様な働き方が選択できる環境が求められています。

**オ** 観光については、産業都市として発展してきた本市においては、観光客の視点に立った施設や土産品の整備が遅れていることから、観光客を迎え入れるための環境整備や接客サービスの向上と啓発を図ることが求められています。

本市の魅力を積極的に発信し観光産業として確立するために、行政主体の観光まちづくり体制から民間主体へ移行させることが必要です。また、ホームページや観光案内を充実するとともに、SNS※<sup>3</sup>による情報発信機能を強化するため、情報収集機能を高める必要があります。

また、まつりなどのイベントを観光資源として充実させ、観光客の誘致を推進する必要があります。

※1 認定農業者…農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの創意工夫によって経営の改善を進めようとする計画が基準に適合するとして、国または県、市町村から認定を受けた農業者（個人・法人）。

※2 近代化遺産…幕末から第2次世界大戦期までの間に、国の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物等。

※3 SNS…Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略で、人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型のWeb サイトやネットサービス。「フェイスブック」や「ツイッター」などがあります。

## （2）その対策

**ア** 農林業の振興については、本市の豊かな自然環境を生かした効率的・安定的な農林業の振興を図るとともに、地球温暖化の防止や水源のかん養等多くの公益的機能を有する農村・森林資源の保全活動を推進します。

① 効率的で安定的な農業経営の担い手を確保するとともに、魅力的な農業環境を整え、就農促進を図るための支援を行います。また、地元農産物に付加価値を付けた6次産業の振興にも取り組んでいきます。

② 健全な森林の保全や林業経営の向上を図るため、県と連携するなどし、林道や作業道等の維持管理や整備、補修を図るとともに、林業経営者や各種団体に対して支援をします。また、林業の振興を図るために設置された桐生広域林業会館や振興山村地域活性化の拠点として山村の振興を図るために設置した梅田ふるさとセンターについても適正に管理します。

③ 森林の有する公益的機能の維持を図るため、林野火災跡地の復旧を含め、県と連携するなどして治山事業等を推進するとともに、松くい虫被害の拡散防止として被害木の伐採を行います。

④ 市の財産であり資源である市有林の保全を図るため適切な管理を行います。

⑤ 農林産物の被害を防止するとともに人的被害を防止するためにも有害鳥獣の捕獲・駆除を強化するとともに、防除対策を支援します。

⑥ 農産物の宣伝普及及び産業の振興対策に資するために設置している桐生市黒保根町生産物直売所及び道の駅である「やまびこ」については、適切な運営を図るとともに利用者に配慮した施設のあり方を総合的に検討し整備を進めます。

⑦ 通行者の安全確保のため、林道の改良・舗装工事を行うとともに、森林の整備・保全を目的として県により実施される林業専用道開設事業の事業費の一部を負担します。

イ 商業の振興については、市民ニーズの高い中心市街地等のにぎわいを創出するため、古くから市街地の経済活動を担うまちの顔である商店街をはじめとした商業の活性化を図ります。

①中心市街地等の空き店舗等の利活用を促進し、商店街を中心とした商店の振興及び活性化を図るため、市内中心市街地等の空き店舗等に出店する者に対して改修費の補助を行います。

②商店街の活性化を図るため、商店街団体等が実施する事業等に対して補助を行います。

ウ 工業、情報通信産業その他産業の振興については、中小企業等の経営基盤の強化に向け、「ものづくりのまち桐生」が誇る優れた製品や技術を有する企業に対して必要な支援を行います。また、雇用の確保と経済環境の変化に対応できる産業構造・産業基盤の強化を図るため、多様な企業誘致と市内企業の流出防止を推進します。

①市内の中小企業の成長を図るため、優れた技術を持つ中小企業の国内・海外への販路拡大を支援します。

②地域の産業活性化を促すため、国・県及び産業支援機関等と連携した、一体的な産学官連携体制の整備を図ります。

③「NPO法人北関東産官学研究会」などの産業支援機関と協働し、地域の企業支援に重点を置いた広域的な産業活性化策を推進します。

④創業後間もない事業者を支援するため、事業拠点となるインキュベーションオフィスを運営するとともに、創業希望者からの様々なニーズに対応し、創業者の創出を図るため、「桐生市創業支援等事業計画」に基づき、市内の創業支援機関と連携しながら支援を行います。

⑤桐生市の地場産業である繊維関連資料を活用し、繊維産業の歴史、伝統を継承するとともに、新たなものづくり文化（桐生ブランド）を発信するため、一般財団法人桐生織物会館に委託し、桐生織物記念館織物資料展示室において繊維産業関連資料の展示・公開を行います。

⑥伝統産業である繊維産業の保護・育成の推進を図るため、桐生織物の宣伝や新製品開発、また、新たな販路開拓のための展示発表会を行う桐生織物協同組合や桐生刺繍商工業協同組合への支援を行います。

⑦桐生地区の地場産業振興を図るため、新製品の開発研究や情報の収集提供、相談業務、人材育成等の各種事業を実施する公益財団法人桐生地域地場産業振興センターの運営支援を行います。

⑧中小企業の育成及び地域経済の発展を図るため、自社資金での新工場建設が困難な小規模事業者等に対して、工場アパートによる工場の提供を行います。

⑨機械金属産業や繊維産業等の振興のため、市内企業の技術開発や販路開拓を支援するなどし、経営基盤の強化を図ります。

⑩市内の雇用を確保するため、黒保根町下田沢工場適地造成事業として、自然環境に配慮した業職付きの工場の誘致をすすめます。

エ 若者、女性、高齢者、障がい者など働く意欲のある全ての人々が能力を発揮し、多様な働き方が選択できるよう、働き方改革を推進するとともに、関係機関や事業所等と連携し、雇用の安定と労働環境の充実を図ります。

①雇用の安定確保と勤労者の福祉増進のため、桐生公共職業安定所や桐生地区勤労対

- 策協議会等と連携し、各種就労支援などの労働関係行政の円滑な運営を図ります。
- ②技能者の育成と技能の向上を図り、生産の向上と品質管理、作業の合理化を促進するため、職業能力開発促進法に基づき事業主等が実施する認定職業訓練等に関する業務を行います。
  - ③中小企業の人材養成を図るため、中小企業の経営者や従業員が、市が認定する人材養成機関の研修（通信教育、講師招聘型含む）を受講した際に、同企業に対して補助を行います。
  - ④職業能力の開発及び向上を目的として、桐生地区の在職者や求職者に対して、各種職業訓練のための研修や施設の提供を行う桐生市職業訓練センターについて、管理運営を行います。
  - ⑤労務管理の健全かつ適正な発展を図るため、中小企業が単独では対応が難しい、労働関係法令や年金制度、その他の経済関係の法令改正に関する情報を収集・分析し、講習会や情報交換会等を通じて、企業経営の支援を行います。
  - ⑥労働団体の健全な発展及び勤労者の福祉の向上、また、加入組織の共同活動を推進するため、連合群馬桐生地域協議会の事業活動に対して補助を行います。
  - ⑦桐生地区の労働災害、職業性疾病の防止に努めるとともに、事業所の作業環境の改善を図るため、事業主に対して労働安全衛生教育や各種技能講習などの支援を行います。
  - ⑧勤労者の福祉増進、また、教養文化の向上を図るため設置した桐生市勤労福祉会館について適切な管理を行います。

- オ 観光の振興については、将来にわたり桐生に住みたいと思う新たな市民を生み出すとともに、交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化につなげるため、本市の自然、文化、歴史、産業等の多様な観光資源を活用した観光施策を推進します。
- ①桐生市を代表する観光スポット、娯楽施設である桐生が岡遊園地について、施設の魅力向上及び集客管理の強化のため、適切な管理及び運営を行うとともに、入園者が安全で快適に利用できるよう必要な改修を行います。
  - ②桐生市を代表する観光スポットであり、市民の憩いの場である桐生が岡動物園の管理及び運営を行います。また動物園の魅力を高め、更なる集客力の向上を図るため、新獣舎を建設し、レッサーパンダを導入します。
  - ③春・夏・秋とシーズンを通して赤城山の自然を楽しむことができる観光スポットである花見ヶ原森林公園及び利平茶屋森林公園の施設改修等を行います。
  - ④観光振興に寄与している猿川温泉の汲み上げ、引湯に必要な施設について適切な保全・修繕を行います。
  - ⑤「花と緑の大切さを知ってもらい、地域の活性化や観光振興につなげていくこと」を目的に県が実施する花と緑を介した交流イベントの開催を支援します。
  - ⑥安全で快適な公園利用の充実を図るため、吾妻公園、水道山公園、桐生市南公園のほか、市内各地域にある街区公園、市民広場、その他の公園、河川公園・緑地等について、維持管理及び運営等を行います。
  - ⑦安全で快適な公園施設の利用を確保するため、桐生市公園施設長寿命化計画に基づき、改修費用の平準化を図りながら公園施設の維持管理・更新を行います。
  - ⑧桐生市が持つ固有の歴史的環境の保全・継承を行い、歴史を生かしたまちづくりを推進します。
  - ⑨良好な景観を保全・形成するため、豊かな自然や歴史ある町並みなど固有の景観を

生かした魅力あるまちづくりを行います。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

| 持続的発展<br>施策区分       | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                               | 事業<br>主体  | 備考 |
|---------------------|----------------------|------------------------------------|-----------|----|
| 2 産業の<br>振興         | (1)基盤整備<br>林業        | 林道補修事業                             | 市         |    |
|                     |                      | 林道開設事業(梅田小平線)                      | 市         |    |
|                     |                      | 林業作業道補修事業                          | 市         |    |
|                     |                      | 林道新設改良事業(赤城東麓線柏山工区)                | 市         |    |
|                     |                      | 林道新設改良事業(赤城東麓線梨木工区)                | 市         |    |
|                     |                      | 林道新設改良事業(赤城東麓線本宿工区)                | 市         |    |
|                     |                      | 林道新設改良事業(梨木沢線)                     | 市         |    |
|                     |                      | 林道新設改良事業(田沢小中線)                    | 市         |    |
|                     |                      | 林道新設改良事業(花見ヶ原線)                    | 市         |    |
|                     |                      | 林道新設改良事業(田沢楡沢線)                    | 市         |    |
|                     |                      | 林道新設改良事業(松山線)                      | 市         |    |
|                     |                      | 林道新設改良事業(荒神山線)                     | 市         |    |
|                     |                      | 林道新設改良事業(城梨木線)                     | 市         |    |
|                     |                      | 林業専用道田沢線                           | 県         |    |
|                     |                      | (4)地場産業の振<br>興<br>加工施設             | 生産物加工設備購入 | 市  |
|                     | (5)企業誘致              | 下田沢工場適地造成                          | 市         |    |
| (9)観光又はレク<br>リエーション |                      | 歴史まちづくり整備事業                        | 市         |    |
|                     |                      | 桐生が岡遊園地事業(桐生が岡遊園地の改修工事費等)          | 市         |    |
|                     |                      | 桐生が岡動物園事業(桐生が岡動物園整備工事費等)           | 市         |    |
|                     |                      | 桐生が岡動物園整備事業(新獣舎の建設、レッサーパンダの導入)     | 市         |    |
|                     |                      | 一般公園事業(公園等の整備工事費等)                 | 市         |    |
|                     |                      | 吾妻水道山公園事業(吾妻水道山公園の改修工事費等)          | 市         |    |
|                     |                      | 南公園事業(南公園の改修工事費等)                  | 市         |    |
|                     |                      | 渡良瀬川河川緑地事業(河川公園、緑地等の改修工事費等)        | 市         |    |
|                     |                      | 都市公園施設長寿命化事業(公園施設の修繕、改修、更新、健全度調査等) | 市         |    |
|                     |                      | 花見ヶ原森林公園整備事業                       | 市         |    |
|                     |                      | 利平茶屋森林公園整備事業                       | 市         |    |
|                     |                      | 猿川温泉整備事業                           | 市         |    |
|                     | 生産物直売所事業(道の駅整備含む)    | 市                                  |           |    |
|                     | 観光推進事業(水沼駅及び荒神山周辺整備) | 市                                  |           |    |
|                     | 観光推進事業(栗生神社周辺整備)     | 市                                  |           |    |

|                   |   |    |  |
|-------------------|---|----|--|
| (10)過疎地域持続的発展特別事業 | 担い手育成事業(農業経営の担い手を確保)<br>(事業内容)魅力的な農業環境を整え、就農促進を図るための支援と、地域おこし協力隊の活動を通じた6次産業化支援<br>(事業の必要性)農業の活性化<br>(事業の効果)担い手の育成と確保  | 市  |  |
|                   | 林業振興事業<br>(事業内容)林業経営者及び各種団体への補助<br>(事業の必要性)林業の活性化<br>(事業の効果)健全な森林の保全、林業経営の向上  | 団体 |  |
|                   | 桐生広域林業会館事業<br>(事業内容)林業の振興を図るために設置された桐生広域林業会館の管理<br>(事業の必要性)林業の活性化<br>(事業の効果)林業経営の向上   | 団体 |  |
|                   | 農業振興事業<br>(事業内容)中山間地域等直接支払交付金<br>(事業の必要性)農業の活性化<br>(事業の効果)耕作放棄地の発生防止や解消   | 団体 |  |
|                   | 有害鳥獣対策事業<br>(事業内容)有害鳥獣の捕獲・駆除の強化と防除対策<br>(事業の必要性)農林業の活性化<br>(事業の効果)農林作物の被害防止   | 個人 |  |
|                   | 工場アパート維持管理事業<br>(事業内容)工場アパートによる工場の提供<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)小規模事業者等の成長支援と地域経済の発展   | 市  |  |
|                   | 工業振興事業<br>(事業内容)桐生商工会議所による中小企業相談所の運営支援、桐生発明協会による発明機運醸成の活動の支援、工房等を設置した事業者への支援、桐生市繊維振興協会の活動支援、黒保根地区での中小企業設備投資支援として利子の一部を補給<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)市内産業の活性化 | 団体 |  |
|                   | 販路拡大支援事業<br>(事業内容)中小企業の販路開拓を支援<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)新たな販路開拓を通じた売上拡大  | 市  |  |
|                   | 産業活性化推進事業(産学官連携の整備)<br>(事業内容)中小企業の技術開発や産学官連携を支援<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)中小企業の新製品・新技術開発促進  | 市  |  |

|   |     |  |
|---|-----|--|
| 北関東産官学研究会連携支援事業<br>(事業内容)北関東産官学研究会と連携し、産学官連携を通じた技術開発を支援<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)中小企業の新製品・新技術開発促進          | 団体  |  |
| 創業者創出事業<br>(事業内容)インキュベーションオフィス運営等<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)創業者の創出と成長を促進                                    | 団体  |  |
| 郷土資料展示事業<br>(事業内容)繊維産業関連資料を展示・公開<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)繊維産業の歴史、伝統を継承、ものづくり文化の発信                         | 団体  |  |
| 伝統産業保護育成事業<br>(事業内容)桐生織物の宣伝や新製品開発、販路開拓を支援<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)繊維産業の保護・育成                              | 団体  |  |
| 地場産業振興センター事業<br>(事業内容)桐生地域地場産業振興センターの運営支援<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)繊維産業の保護・育成                              | 団体  |  |
| 空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業<br>(事業内容)市内中心市街地等の空き店舗等に出店する者に対して改修費を補助<br>(事業の必要性)中心市街地等のにぎわいを創出<br>(事業の効果)中心市街地等の空き店舗等の利活用の促進 | 事業者 |  |
| 商業振興事業(商店街団体等への補助)<br>(事業内容)商店街団体等が実施する事業等の補助<br>(事業の必要性)中心市街地等のにぎわいを創出<br>(事業の効果)商店街を中心とした商店振興                     | 団体  |  |
| 雇用対策補助事業<br>(事業内容)桐生地区勤労対策協議会等と連携した各種就労支援<br>(事業の必要性)雇用の安定と労働環境の充実<br>(事業の効果)雇用の安定確保と勤労者の福祉増進                       | 団体  |  |
| 職業訓練補助事業<br>(事業内容)職業能力開発促進法に基づき事業主等が実施する認定職業訓練等に関連する業務の実施<br>(事業の必要性)事業主や勤労者の技能向上<br>(事業の効果)生産の向上と品質管理、作業の合理化を促進    | 団体  |  |

|   |    |  |
|---|----|--|
| <p>人材養成事業</p> <p>(事業内容) 中小企業の経営者や従業員が、市が認定する人材養成機関の研修を受講した際に補助。</p> <p>(事業の必要性) 事業主や勤労者の技能向上</p> <p>(事業の効果) 中小企業を担う人材の養成</p>              | 市  |  |
| <p>職業能力開発事業</p> <p>(事業内容) 桐生市職業訓練センターの管理運営</p> <p>(事業の必要性) 事業主や勤労者、求職者の技能向上</p> <p>(事業の効果) 在職者や求職者に対して各種職業訓練機会を提供し、能力開発を促進</p>            | 団体 |  |
| <p>労務改善補助事業</p> <p>(事業内容) 労働関係法令や年金制度、その他の経済関係の法令改正に関する情報を収集・分析し、講習会等を実施</p> <p>(事業の必要性) 雇用の安定と労働環境の充実</p> <p>(事業の効果) 労務管理の健全かつ適正な発展</p>  | 団体 |  |
| <p>勤労者福利厚生対策補助事業</p> <p>(事業内容) 連合群馬桐生地域協議会の事業活動に対する補助</p> <p>(事業の必要性) 雇用の安定と労働環境の充実</p> <p>(事業の効果) 労働団体の健全な発展及び勤労者の福祉の向上と加入組織の共同活動の推進</p> | 団体 |  |
| <p>労働安全衛生対策補助事業</p> <p>(事業内容) 事業主に対して労働安全衛生教育や各種技能講習などを支援</p> <p>(事業の必要性) 雇用の安定と労働環境の充実</p> <p>(事業の効果) 労働災害、職業性疾病の防止と事業所の作業環境の改善</p>      | 団体 |  |
| <p>管理事業(勤労福祉会館)</p> <p>(事業内容) 桐生市勤労福祉会館の適切な管理</p> <p>(事業の必要性) 雇用の安定と労働環境の充実</p> <p>(事業の効果) 勤労者の福祉増進と教養文化の向上</p>                           | 市  |  |
| <p>景観形成事業</p> <p>(事業内容) 景観講演会の開催等</p> <p>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果) 良好な景観の保全・形成</p>                                  | 県市 |  |
| <p>花と緑のぐんまづくり事業</p> <p>(事業内容) 県が実施する花と緑を介した交流イベントの開催を支援</p> <p>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果) 花や緑への関心向上、地域振興、観光振興等</p>   | 団体 |  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>桐生が岡遊園地事業(管理及び運営)</p> <p>(事業内容) 桐生が岡遊園地の管理及び運営</p> <p>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興</p>                 | 市 |  |
| <p>桐生が岡動物園事業(管理及び運営)</p> <p>(事業内容) 桐生が岡動物園の管理及び運営</p> <p>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興</p>                 | 市 |  |
| <p>桐生が岡動物園整備事業(レッサーパンダの導入)</p> <p>(事業内容) 桐生が岡動物園へのレッサーパンダの導入</p> <p>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興</p>      | 市 |  |
| <p>一般公園事業(公園等の維持管理)</p> <p>(事業内容) 市内各地域にある街区公園、市民広場、その他の公園の維持管理及び運営等</p> <p>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果) 安全で快適な公園利用の充実</p> | 市 |  |
| <p>吾妻水道山公園事業(管理及び運営)</p> <p>(事業内容) 吾妻公園と水道山公園の維持管理及び運営等</p> <p>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果) 安全で快適な公園利用の充実</p>              | 市 |  |
| <p>南公園事業(管理及び運営)</p> <p>(事業内容) 桐生市南公園の維持管理及び運営等</p> <p>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果) 安全で快適な公園利用の充実</p>                      | 市 |  |
| <p>渡良瀬川河川緑地事業(河川公園、緑地等の維持管理)</p> <p>(事業内容) 河川公園・緑地等の維持管理及び運営等</p> <p>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果) 安全で快適な公園利用の充実</p>        | 市 |  |
| <p>観光推進事業(マップ作成等)</p> <p>(事業内容) 市内観光情報の発信</p> <p>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興</p>                         | 市 |  |

|  |  |    |  |
|--|--|----|--|
|  | 梅田ふるさとセンター事業<br>(事業内容) 梅田ふるさとセンターの管理<br>(事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br>(事業の効果) 振興山村地域の活性化 | 団体 |  |
|--|--|----|--|

#### (4) 他の市町村等との連携

上記「(2) その対策」のア～オに掲げる対策の各事業の推進にあたっては、県や周辺都市、各種商工団体等との連携に努めながら、効果的・効率的に実施します。

#### (5) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域          | 業種                             | 計画期間                   | 備考 |
|-------------------|--------------------------------|------------------------|----|
| 桐生地区全域<br>黒保根地区全域 | 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、<br>情報サービス業等 | 令和3年4月1日～令和<br>8年3月31日 |    |

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」における記載のとおり。

#### (6) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

| 施設類型          | 管理の方向性   |
|---------------|--|
| レクリエーション・観光施設 | <民間移管、廃止><br>・収益性の高い施設は民間移管を検討します。民間移管が困難な場合は、廃止も含めて今後の施設のあり方を検討します。<br><長寿命化><br>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。<br><民間活力の導入><br>・指定管理制度の導入を検討します。 |
| 産業系施設         | <長寿命化><br>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。<br><規模の適正化><br>・今後は必要性も含め利用需要を考慮した規模の適正化を図ります。  |
| 公園            | ・維持管理費の縮減を検討するとともに、予防保全型の維持管理の導入により長寿命化を図ります。<br>・利用需要の変化に応じて、老朽化や安全性に課題のある公園を統廃合するなど最適配置を検討します。   |

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

個人情報や行政情報を適正に管理し、市政に対する市民の信頼を確保するとともに、ICT（情報通信技術）※を効果的に活用するなど、市民サービスの向上を図ることが求められています。

また、災害時は迅速かつ確実な情報伝達が重要であるため、あらゆる情報伝達手段について研究し、災害時の情報通信体制を強化する必要があります。

※ ICT（情報通信技術）…Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用し、人とインターネット、人と人がつながる技術。

### (2) その対策

- ①黒保根支所等にWi-Fi環境を整備することで、QRコードを活用した観光案内機能の強化を図るとともに、災害時には避難所として情報伝達機能の強化を図ります。
- ②情報通信体制の強化を図るため、防災行政無線のデジタル化工事を実施するとともに、防災情報伝達手段の多様化に向けた整備を行います。
- ③デジタル化を推進するため、デジタルデバイド対策やデジタル化による市民の利便性向上を目指します。
- ④情報通信設備のデジタル化を推進するため、テレビの難視聴対策設備の維持管理を行います。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分       | 事業名<br>(施設名)                                 | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------------|--|---|----------|----|
| 3 地域に<br>おける情報<br>化 | (1)電気通信施設<br>等情報化のための<br>施設<br>防災行政用無線<br>施設 | 防災情報伝達システム整備事業(防災行政無線デジタル化ほか、防災情報伝達システムに係る整備工事)   | 市        |    |
|                     | テレビジョン<br>放送等難視聴<br>解消のための<br>施設             | テレビ難視聴対策設備維持管理事業  | 市        |    |
|                     | その他の情報<br>化のための施<br>設                        | 公共施設 Wi-Fi 環境整備事業   | 市        |    |
|                     | (2)過疎地域持続<br>的発展特別事業                         | デジタル化推進事業<br>(事業内容) I T弱者を対象にした P C 等の支援事業<br>(事業の必要性)デジタル化の推進<br>(事業の効果)デジタルデバイドの解消や市民の利便性向上 | 市        |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設につ

いても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

ア 道路交通網については、高速道路網を生かすため、北関東自動車道へのアクセス向上及び、都市間の連絡強化や災害時における交通機能を確保するとともに、市街地内の主要な路線・交差点の渋滞解消を図るため、周辺都市と連携した一体的な道路交通体系を確立することが課題となっています。また、橋梁や道路施設等を長寿命化し、安全性の確保と補修費用等を抑制した維持管理が課題となっています。さらに、狭あい道路や道路の危険箇所等の解消を図るとともに、道路空間と沿道空間の一体性に配慮した良好な景観形成や街路樹の維持管理、ユニバーサルデザイン<sup>\*1</sup>の導入が求められています。黒保根地区に関連し、基幹道である国道122号線が、災害等で通行できないことがここ数年発生しており、その対策が必要です。

イ 公共交通については、少子高齢化に伴い、利用者の大半を占める学生の減少が予測される中、鉄道の安定した運行維持のために広域的な視点からの利用促進や駅および周辺施設などの利便性の向上を図っていくことが重要な課題となっています。また、路線バス及びデマンドタクシー<sup>\*2</sup>を持続可能な公共交通として維持していくために、運行体系の更なる効率化や利便性の向上を図るとともに、自家用車への全面依存から公共交通を併用していくことについて、利用者側への理解と実現に向けた啓発が必要です。また、バス停までの移動が不便な人に対する課題解決などの調査・研究を引き続き進め、新たな移動手段の確保を図る必要があります。

※1 ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、施設や製品などをデザインすること。

※2 デマンドタクシー…電話で事前予約し、利用者の要望に合わせて自宅などの希望する場所まで迎えに行き、目的地まで乗り合いで運行する公共交通サービス。

### (2) その対策

ア 産業、観光、経済等の発展と安全かつ円滑な道路交通を確保するため、本市と首都圏をつなぐ高速道路網へのアクセス道路や都市間および都市内の骨格を形成する幹線道路、さらに市民の生活を支える生活道路の整備に取り組みます。

①都市計画道路の維持管理、街路事業の整備を県と連携するなどして実施します。

②中通り大橋線4車線全線開通に伴う市街地の内環状道路・周辺道路の整備を行います。

③災害に強い安全な生活道路の構築と交通事情の改善のため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りながら、道路及び橋りょうの新設・改良を行います。また、保守等の維持管理及び道路反射鏡等の交通安全施設についても計画的に整備・更新します。

④歩行者や自転車が安心して通行できるよう、市街地内における既存生活道路の安全を図るため、かまぼこ舗装の解消や路側帯の拡幅等、改修や補修を行います。

イ 市民の移動手段を確保するとともに、鉄道駅周辺をはじめとする地域拠点の活性化

を目指し、鉄道や路線バス等の乗合旅客のほか、有償運送や新たな移動手段による利用者の利便性の向上を図りながら、将来にわたって持続可能な公共交通体系の構築を図ります。

- ① 鉄道利用の促進・活性化及び鉄道事業者の経営安定のため、JR両毛線・東武鉄道・上毛電気鉄道・わたらせ渓谷鐵道の利用啓発や国・県への支援要望活動、運行補助などを行います。
- ② 路線バス及びデマンドタクシーを持続可能な公共交通として維持していくために、おりひめバス・予約制おりひめ・新里町デマンドタクシー・黒保根町デマンドタクシーの運行に対する補助を行うとともに、バス交通に関する各推進事業を実施します。また、買い物や通院等を支援するため、公共交通空白地で生活する住民の交通手段の確保を行います。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分     | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容                | 事業<br>主体 | 備考 |
|-------------------|---------------|---------------------|----------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1)市町村道路・橋りょう | 安全安心道づくり事業(1-24号線)  | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(2-12号線)  | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(2-33号線)  | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(10145号線) | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(10169号線) | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(10382号線) | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(10392号線) | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(10395号線) | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(10400号線) | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(10401号線) | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(10509号線) | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(10510号線) | 市        |    |
|                   |               | 安全安心道づくり事業(10539号線) | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-10号線)    | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-11号線)    | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-15号線)    | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-18号線)    | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-22号線)    | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-23号線)    | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-31号線)    | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-33号線)    | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-34号線)    | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-35号線)    | 市        |    |
|                   |               | 舗装長寿命化事業(1-36号線)    | 市        |    |
| 舗装長寿命化事業(1-38号線)  | 市             |                     |          |    |
| 舗装長寿命化事業(1-41号線)  | 市             |                     |          |    |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 舗装長寿命化事業(1-42号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(1-45号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(1-46号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(1-51号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(1-52号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(1-53号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(1-55号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(2-21号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(2-23号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(2-34号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(2-35号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(2-44号線)   | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(10131号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(10147号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(10251号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(10265号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(10279号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(10304号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(10320号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(10764号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(10766号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(20048号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(30490号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(50139号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(50188号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(50563号線)  | 市 |  |
| 舗装長寿命化事業(60006号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-1号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-3号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-4号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-5号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-6号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-7号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-8号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-9号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-12号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-13号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-14号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-16号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-17号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-19号線) | 市 |  |

|                     |   |  |
|---------------------|---|--|
| 道路橋梁新設改良事業(1-20 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-21 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-25 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-26 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-27 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-28 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-29 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-32 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-33 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-35 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-37 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-39 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-40 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-41 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-43 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-44 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-47 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-48 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-49 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-50 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-52 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-54 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-56 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-57 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-58 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-59 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-60 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-61 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(1-62 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-2 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-3 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-4 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-5 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-6 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-7 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-8 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-9 号線)  | 市 |  |

|                      |   |  |
|----------------------|---|--|
| 道路橋梁新設改良事業(2-11 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-13 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-14 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-15 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-16 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-17 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-18 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-19 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-20 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-22 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-24 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-25 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-26 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-27 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-28 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-29 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-30 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-31 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-32 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-36 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-37 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-38 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-39 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-40 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-41 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-42 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-43 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-45 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(2-46 号線)  | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(10005 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(10015 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(10251 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(10312 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(10330 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(10452 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(10461 号線) | 市 |  |
| 道路橋梁新設改良事業(10713 号線) | 市 |  |

|                          |                                  |    |  |
|--------------------------|----------------------------------|----|--|
|                          | 道路橋梁新設改良事業(10853 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路橋梁新設改良事業(20003 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路橋梁新設改良事業(30241 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路橋梁新設改良事業(40006 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路橋梁新設改良事業(40010 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路橋梁新設改良事業(50086 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路橋梁新設改良事業(50195 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路橋梁新設改良事業(50332 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路橋梁新設改良事業(60363 号線)             | 市  |  |
|                          | 赤岩線周辺整備事業 (1-38 号線)              | 市  |  |
|                          | 中通り大橋周辺(錦琴平線) 整備事業               | 市  |  |
|                          | 赤岩線整備事業【堤・宮前工区】<br>(群馬県街路事業負担金)  | 県  |  |
|                          | 新桐生駅周辺(本町線) 整備事業<br>(群馬県街路事業負担金) | 県  |  |
|                          | 新桐生駅前交差点 歩道接続工事                  |    |  |
|                          | 幸橋線整備事業【菱工区】<br>(群馬県街路事業負担金)     | 県  |  |
|                          | 交通対策事業(道路反射鏡等整備事業(市道分))          | 市  |  |
|                          | 道路新設改良事業(1 級 201 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路新設改良事業(1 級 202 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路新設改良事業(1 級 203 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路新設改良事業(2 級 208 号線)             | 市  |  |
|                          | 道路新設改良事業(95012 号線)               | 市  |  |
|                          | 道路新設改良事業(95015 号線)               | 市  |  |
|                          | 橋りょう長寿命化修繕事業(桐生大橋)               | 市  |  |
| (2)農道                    | 小規模農村整備事業(上野地区農道舗装)              | 市  |  |
| (3)林道                    | 交通対策事業(道路反射鏡等整備事業(林道分))          | 市  |  |
|                          | 林道補修事業                           | 市  |  |
|                          | 林道新設改良事業(広仁田支線)                  | 市  |  |
|                          | 林道新設改良事業(屋敷通り線)                  | 市  |  |
| (5)鉄道施設等<br>鉄道施設<br>鉄道車両 | 軌道交通対策事業(わたらせ渓谷鐵道輸送対策事業費補助金)     | 団体 |  |
|                          | 軌道交通対策事業(上毛線再生対策費輸送対策事業費補助金)     | 団体 |  |
| (6)自動車等<br>自動車           | バス交通対策事業(自動車購入費)                 | 市  |  |
|                          | 交通対策事業(パトロール車購入)                 | 市  |  |
|                          | 公共交通空白地有償運送支援事業(車両購入)            | 市  |  |
| (8)道路整備機械<br>等           | 車載式小型散布機購入(塩カル散布機)               | 市  |  |
|                          | 小型除雪機械購入                         | 市  |  |
|                          | 除雪用車両購入                          | 市  |  |

|                  |  |    |  |
|------------------|--|----|--|
| (9)過疎地域持続的発展特別事業 | 軌道交通対策事業<br>(事業内容)わたらせ渓谷鉄道連絡協議会負担金<br>(事業の必要性)軌道交通の維持<br>(事業の効果)軌道交通利用の促進・活性化          | 団体 |  |
|                  | 軌道交通対策事業<br>(事業内容)わたらせ渓谷線運行維持費補助金<br>(事業の必要性)軌道交通の維持<br>(事業の効果)安全輸送の維持及び運行の継続          | 団体 |  |
|                  | 軌道交通対策事業<br>(事業内容)上毛線再生対策費基盤整備維持補助金<br>(事業の必要性)軌道交通の維持<br>(事業の効果)安全輸送の維持及び運行の継続        | 団体 |  |
|                  | バス交通対策事業<br>(事業内容)乗合バス運行費補助金<br>(事業の必要性)バス交通の維持<br>(事業の効果)市内移動手段の確保                    | 団体 |  |
|                  | 公共交通空白地有償運送支援事業<br>(事業内容)公共交通空白地有償運送支援事業補助金の交付<br>(事業の必要性)交通手段の確保<br>(事業の効果)買い物や通院等の支援 | 市  |  |
|                  | 冬季路面凍結防止事業<br>(事業内容)冬季の路面の凍結防止のための支障木の伐採<br>(事業の必要性)冬季の道路交通の安全確保<br>(事業の効果)冬季の安全な移動    | 市  |  |
|                  | 修景事業(国道の渡良瀬川側)<br>(事業内容)幹線道路の景観向上のための支障木の伐採<br>(事業の必要性)幹線道路の修景<br>(事業の効果)幹線道路の景観の向上    | 市  |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

| 施設類型 | 管理の方向性   |
|------|--|
| 道路   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な点検・調査により適切な維持管理を行います。</li> <li>・環境先進都市やコンパクトシティの実現に向けて、自転車利用の促進等によって生じる需要の変化に応じて、公共交通の再編を視野に入れながら道路網の再構築等を検討します。</li> </ul>        |
| 橋    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ効率的に橋の管理を行い、維持・修繕・改修（耐震工事を含む）を行います。</li> <li>・架替えの費用を縮減します。また、橋長 15m未満の橋についても、予防保全型の維持管理による長寿命化を図ります。</li> </ul> |

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

ア 住環境の整備については、若い世代の定住化や、高齢者、障がい者、子育て世代等への支援、環境への配慮などに留意しながら進めていく必要があります。また、空き家の増加はまち全体の活気を失わせるだけでなく、治安・防犯面からも問題となるため、利活用や除却も含めた適切な対応を進める必要があります。

イ 上水道の整備については、全国的に水に対する安全性への関心が高まっており、より信頼性の高い水質検査が求められています。また、老朽化した諸施設の適正管理や、災害時等の応急給水・応急復旧体制を確立する必要があります。

一方、人口減少に伴い水需要の減少が見込まれる中、施設更新の際には、ダウンサイジングなどの施設規模の適正化を図る必要があります。

ウ 公共下水道の未整備地区については、将来的な人口減少や投資効果を検証し、公共下水道と合併処理浄化槽<sup>※1</sup>との汚水処理のベストミックスの検討や、事業計画区域の見直し等が必要です。汚水処理施設については、老朽化が進んでおり、早急にストックマネジメント計画<sup>※2</sup>を策定し、適正で効率的な施設管理を行う必要があります。雨水対策については、河川管理者等と一層連携を図りながら、浸水地域の解消に努める必要があります。

公共下水道事業の健全運営のため、事業の優先順位を定めるなど、事業費の平準化を図ることが求められています。

エ 市民1人の1日当たりのごみ排出量は県平均に比べ高い値で推移しており、環境への負担が少ない循環型社会の構築のために、ごみの発生を抑制するとともに、不要となったものや排出されたごみもできる限りリユース・リサイクルしていく必要があります。

オ 大規模化、激甚化傾向にある災害等に対応するため、消防体制の強化が求められています。また、土砂災害危険箇所における土砂崩壊などの防止対策や河川の洪水対策に取り組む必要があります。

※1 合併処理浄化槽…し尿（水洗トイレからの汚水）と、生活雑排水（台所・風呂などからの排水）を処理する浄化槽。

※2 スtockマネジメント計画…人口減少や施設の老朽化など経営環境の変化に対応していくため、下水道施設の維持管理や更新計画を網羅した、下水道事業全体を俯瞰した長期計画。

### (2) その対策

ア 人口の流出を抑制し、若い世代の定住化を促進するため、市民の住宅ニーズに合った住まいの供給を確保しつつ、住宅対策を推進します。

①市営住宅の長寿命化を図るため、予防保全による維持管理を行うとともに、耐久性の向上等を図る改善を行います。

②災害に強いまちづくりを目指して、木造住宅の耐震改修の補助を行うとともに危険ブロック塀等の撤去の支援を行います。

- イ 安全・安心な水質の水道水を安定供給するため、水道事業経営の更なる健全化・効率化を図りながら、水道施設の戦略的な維持管理・更新等を推進します。
- ①配水管の布設及び老朽管の布設替えを行うとともに、管網の耐震化やダウンサイジングを図ります。
  - ②安全な水を安定的に供給するため、浄水施設の更新工事を行います。
- ウ 生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、適切な汚水・雨水処理と健全な下水道事業を運営します。
- ①下水道が使えない地域の住民に対し、国・県等との連携を図り、合併処理浄化槽への転換及び設置のための補助を行います。
  - ②桐生地区の下水道管の維持管理や下水道の新規利用申出に伴う取り出し工事などを行います。
  - ③桐生地区における下水道未普及地域への管渠布設工事や、常習的な浸水箇所の解消を図るため雨水管の整備工事を行います。
  - ④県を主体として桐生市、みどり市が共同で運営している下水処理場の運営方法について3者で協議を行い、維持管理負担金を県に支払います。
  - ⑤県を主体として桐生市、みどり市が共同で運営している下水処理場の設備などの更新投資について3者で協議を行い、更新費用について負担金を県に支払います。
  - ⑥快適な市民生活の確保と健全な水環境を維持するため、下水処理施設の計画的な維持管理を行います。
  - ⑦市内低地域において汚水を汲み上げている汚水ポンプ施設の計画的な維持管理を行います。
  - ⑧下水道未普及地域で整備されている小規模汚水処理施設の適切な維持管理を行います。
  - ⑨適切なし尿処理を行うため、し尿処理施設の機器の管理及び計画的な修繕を行います。
  - ⑩道路・水路・河川などの公共物を良好な状況に保つとともに、環境美化に対する市民意識の高揚を図ることを目的とし、市民ボランティアによる清掃活動の支援を行います。
- エ 限りある資源を有効に活用していくため、生産から流通・消費・廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリユース・リサイクルを進め、市民・事業者に対する意識啓発を積極的に行い、ごみの発生抑制、資源の循環的な利用および適正な処理を推進します。
- ①清掃センターが所有するごみ処理施設を対象として、適切な保全や計画的な整備を行うことで、安定的なごみ処理を図ります。また、計画的にごみ運搬車両の更新を行います。
  - ②適正なごみ処理の推進を図るため、清掃センターが所有する市内3か所の最終処分場について、適切な維持管理、また、計画的な整備を行います。
- オ 市民生活に必要な不可欠な施設について、安定的にその機能を維持していきます。
- ①斎場について適切な保全や計画的な修繕・改修を行います。

カ 多様化する災害から市民の生命・財産を守るため、市民の安全・安心の確保を推進します。

- ①消防・救急施設の充実を図り、大規模・複雑化する災害に対応するため、計画的な消防車両・資機材の更新を行います。また、防火水槽新設計画に基づき、消防水利として有効な場所に防火水槽を新設します。
- ②災害時、避難住民に応急用の食料や生活必需品などの物資を供給するため、備蓄を行います。
- ③地域防災力の向上を図り、自発的な防災活動を促進するため、自主防災組織が実施する防災訓練その他の防災事業を補助金の交付等を通じ支援します。
- ④急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、人家に被害を及ぼす恐れがある急傾斜地の崩壊を未然に防止するため県が実施する事業について経費の一部を負担します。
- ⑤溢水や越流、洗掘などが起こらないよう、河川・水路の適切な維持管理を行います。
- ⑥河川の氾濫などから市民の生命や財産を守るため、水防訓練の実施や水防倉庫の充実を図ります。

### (3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)        | 事業内容   | 事業主体                 | 備考 |
|-----------|---------------------|--|----------------------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1)水道施設<br>上水道      | 配水管布設事業  | 市                    |    |
|           |                     | 黒保根浄水場第2地下水源設置事業                                 | 市                    |    |
|           | (2)下水処理施設<br>公共下水道  | 管渠管理事業(桐生地区の下水道管の維持管理や取り出し工事など)                  | 市                    |    |
|           |                     | 公共下水道事業(桐生地区の下水道管渠・雨水幹線等の築造工事)                   | 市                    |    |
|           |                     | 処理場事業(下水処理施設の維持管理)                               | 市                    |    |
|           |                     | 污水ポンプ場事業(污水ポンプ場の維持管理)                            | 市                    |    |
|           |                     | 小規模処理場事業(小規模污水处理施設の維持管理)                         | 市                    |    |
|           |                     | 下水処理施設更新事業                                       | 市                    |    |
|           |                     | 浄化槽設置等補助事業                                       | 市                    |    |
|           |                     | 流域下水道管理事業(桐生市・みどり市が共同運営している下水処理場の維持管理負担金を県に支払う)  | 市                    |    |
|           |                     | 流域下水道建設事業(桐生市・みどり市が共同運営している下水処理場の更新費用の負担金を県に支払う) | 市                    |    |
|           |                     | (3)廃棄物処理施設<br>ごみ処理施設                             | 施設整備事業(清掃センター設備等修繕料) | 市  |
|           | 最終処分場事業(最終処分場設備修繕料) |  | 市                    |    |
|           | ごみ運搬車両更新事業          |  | 市                    |    |
|           | し尿処理施設              |  | 管理事業(し尿処理施設の管理)      | 市  |
|           |                     | 維持修繕事業(し尿処理施設の修繕)                                | 市                    |    |
|           | (4)火葬場              | 斎場改修事業   | 市                    |    |
|           | (5)消防施設             | 消防庁舎整備事業(消防車両車庫整備含む)                             | 市                    |    |

|                      |  |            |   |
|----------------------|--|------------|---|
|                      | 桐生市消防団詰所整備事業（消防車両車庫整備含む）   | 市          |   |
|                      | 消防車両更新事業   | 市          |   |
|                      | 防火水槽新設事業   | 市          |   |
|                      | 消防団車両更新事業  | 市          |   |
|                      | 緊急通信指令システム更新事業   | 市          |   |
|                      | 消防団無線機更新事業   | 市          |   |
| (6)公営住宅              | 耐震設計及び改修・各所改修工事(公営住宅の長寿命化、耐久性の向上を図る)   | 市          |   |
| (7)過疎地域持続的<br>発展特別事業 | きれいにしようよ桐生事業<br>(事業内容)市民ボランティアによる道路・水路等の清掃活動の支援<br>(事業の必要性)良好な生活環境の維持<br>(事業の効果)まちなかの美化                    | 団体         |   |
|                      | 緑化推進事業<br>(事業内容)街路樹の維持管理や市民植木市、緑化推進大会、緑と花のポスター展示の開催<br>(事業の必要性)良好な生活環境の形成<br>(事業の効果)緑化による良好な生活環境の形成        | 市          |   |
|                      | 耐震改修促進事業<br>(事業内容)木造住宅の耐震改修の補助や危険ブロック塀等の撤去の支援<br>(事業の必要性)安全安心な生活環境の形成<br>(事業の効果)住宅等の耐震化の促進                 | 市          |   |
|                      | 災害対策用食料・物資備蓄事業<br>(事業内容)災害時、避難住民に応急用の食糧や生活必需品などの物資を供給するため、備蓄を行う<br>(事業の必要性)災害時の物資供給<br>(事業の効果)災害時の速やかな物資供給 | 市          |   |
|                      | 防災ハザードマップ更新事業<br>(事業内容)最新の防災ハザードマップの作成<br>(事業の必要性)防災に係る最新の情報を市民に周知<br>(事業の効果)適切な避難行動の促進                    | 市          |   |
|                      | 自主防災事業補助金<br>(事業内容)自主防災組織が実施する防災訓練その他の防災事業を支援<br>(事業の必要性)地域防災力の向上<br>(事業の効果)自発的な防災活動の促進                    | 団体         |   |
|                      | (8)その他   | 急傾斜地崩壊対策事業 | 県 |
|                      | 河川水路維持事業(市内水路 補修・改修)   | 市          |   |
|                      | 水防事業(水防倉庫建替え)  | 市          |   |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するた

め、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

| 施設類型           | 管理の方向性   |
|----------------|--|
| 公営住宅           | <p>&lt;多機能化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援施設や福祉施設との多機能化を検討します。</li> </ul> <p>&lt;長寿命化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>&lt;民間施設の活力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新時には、経費縮減が期待できるPFI方式やPPP方式等の民間の活用を検討します。</li> <li>・空き家の有効活用や、民間施設の借り上げを検討します。</li> </ul> <p>&lt;廃止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽施設については廃止も検討します。</li> </ul> |
| 供給処理施設         | <p>&lt;最適配置・規模&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ整備計画に基づき、今後とも整備を行いますが、需要動向に応じて計画の中止や規模の縮減等を図ります。</li> </ul> <p>&lt;長寿命化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul>  |
| 上水道            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽管路の更新や、管路の耐震性の向上等を計画的に進めます。</li> <li>・維持管理費の縮減を検討するとともに、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul>   |
| 下水道            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽管路の更新や、管路の耐震性の向上等を計画的に進めます。</li> <li>・維持管理費の縮減を検討するとともに、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> <li>・整備区域の見直しを検討し、下水道事業の適正化を図ります。</li> </ul>  |
| 消防施設           | <p>&lt;長寿命化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul>   |
| その他行政系施設(水防倉庫) | <p>&lt;長寿命化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul>   |
| その他(斎場)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の長寿命化や再整備を検討します。</li> </ul>  |

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保については、子育てに関する経済的負担の増加や子育てに対する不安などの理由から少子化が進んでおり、この流れに歯止めをかけるための施策の推進が求められています。また、働く女性や夫婦共働き世帯の増加などによる保育需要の増加や多様化に対応するため、子育てサービスや子育て環境の充実が必要です。

核家族化の進行や女性の就業率、離婚率の上昇などの諸条件により子どもを産み育てる環境が変化し、親と子の関係の変化から虐待などのさまざまな問題が発生しており、包括的かつ専門的な相談支援体制の整備が課題となっております。また、妊産婦の健康の保持・増進と子どもの健やかな成長が確保されるように、乳幼児健診、相談、

教室、訪問等の支援体制の充実が必要とされています。

- イ 高齢者等の保健福祉の向上及び増進について、本市の高齢化率<sup>※1</sup>は、2021年4月1日現在で県内12市の中で最も高い36.2%となっています。今後も特に後期高齢者<sup>※2</sup>が急増することが見込まれており、認知症高齢者や一人暮らし高齢者など、日常生活において何らかの支援や見守りを必要とする人を地域全体で支える体制づくりが求められています。

介護保険事業については、給付と負担のバランスを維持しながら、必要な財源を確保し、引き続き安定した制度運営を実施していくことが課題となっています。

※1 高齢化率…65歳以上の人口が総人口に占める割合。

※2 後期高齢者…75歳以上の高齢者。

- ウ 障がい者の福祉の向上について、障がい者の自立を支援するための在宅生活支援や就労支援の充実、障がい者一人ひとりが適切なサービスを利用できるための相談支援体制の充実や障がい児支援の強化が求められています。また、障がい者の積極的な社会参加の促進と障がい者に対する市民意識の啓発を行い、社会全体が障がい者とともに生きるという支え合いの体制づくりが必要です。

## (2) その対策

- ア 少子化の流れに歯止めをかけるとともに、家庭環境等にかかわらず全ての子どもが健やかに成長できるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実を図り、総合的な子育て支援を推進します。

- ①発達に課題のある児童が日頃から穏やかに生活ができ、将来的に本人らしく日常生活、社会生活を営むことができるよう、発達障害者支援法に基づき、発達障害の早期発見、早期支援及びライフステージに応じた専門職による継続的な支援を行います。
- ②子ども家庭総合支援拠点において、全ての子どもとその家庭、及び妊産婦等の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともにその他の必要な支援に係わる業務を行います。また、子育て世代包括支援センターとの連携を密にして一体的な支援を行い、児童虐待防止に努めます。
- ③児童福祉法に基づき、必要な保育を提供するため、市立保育園を運営し、児童の健全な育成と保護者への支援を行います。
- ④仕事と子育ての両立支援の充実、入所児童の処遇改善や安定的な施設運営を図るため、民間の保育所及び認定こども園に対し、病児保育事業、療育支援事業、地域子育て支援拠点事業などの委託事業や、保育充実促進事業、延長保育事業、一時預かり事業などの補助事業を実施します。
- ⑤児童の健全な育成を図るとともに子育てと仕事の両立を支援するため、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童に対して、授業終了後や夏休みなどの長期休暇期間に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを運営します。
- ⑥天候に左右されることなく親子が集える遊び場を提供するため、また、子育てに悩みや不安を抱え、引きこもりがちな子育て世代の人などに対して、外出・息抜き・交流・相談できる機会、きっかけの場を提供するため、屋内遊戯施設を運営します。

- ⑦民間の保育所及び認定こども園に入所している児童が安全で安心して生活できるよう、耐震性が十分でない施設の建替えや耐震改修工事等に対して計画的に支援を行います。
- ⑧市民の健康づくりの推進や福祉の向上、また、子育て支援体制の充実を図る桐生市保健福祉会館及び黒保根町保健センターについて、施設の充実や適切な維持管理を行うため、計画的な改修工事等を実施します。
- ⑨婚活支援団体が円滑に活動できるよう、婚活支援団体と庁内関係課との意見交換の場を設けるとともに、婚活イベント等の効果的な周知を行います。

イ 誰もが住みなれた地域で、自分らしく、いきいきと、安心して暮らせる支え合いのまちづくりを目指す中で、高齢者福祉の向上を図ります。

- ①居宅において単独で生活するのに不安のある人が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、桐生市黒保根高齢者生活支援施設の管理運営を行います。
- ②社会参加促進や通院等のための外出支援として、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者に対して交通手段の確保を行います。
- ③高齢者の心身のリフレッシュにつながるサービスとして、無料入浴券や鍼灸マッサージサービス券の交付を行います。
- ④高齢者の活発な交流を地域の活力の維持・向上につなげることができるよう、高齢者の活動・交流拠点、集いの場の運営や住民を主体とする老人クラブの活動などを支援します。
- ⑤一人ひとりの高齢者がそれぞれの暮らす地域で自立した生活を営む上での課題やニーズに的確に対応できる支援基盤や居住環境の創出を目指して、在宅高齢者環境整備事業や家族介護支援事業など、効果的な支援を提供します。

ウ 障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障がい者福祉の向上を図ります。

- ①経済的不安など日常生活における負担を軽減するため、交通費の補助や各種給付事業による支援を行います。
- ②障害のある方が個々の能力及び適正に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域活動支援センター事業、生活訓練事業などのサービスを提供します。
- ③心身障害者団体等の自立及び育成を図るための事業を効果的に実施することを目的として、運営費の補助を行います。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分                      | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                    | 事業<br>主体 | 備考 |
|------------------------------------|----------------------|-------------------------|----------|----|
| 6 子育て環<br>境の確保、高<br>齢者等の保<br>健及び福祉 | (1)児童福祉施設<br>保育所     | 特定教育・保育施設整備補助事業(保育所)    | 団体       |    |
|                                    |                      | 市立保育所施設修繕・補修事業          | 市        |    |
|                                    | (2)認定こども園            | 特定教育・保育施設整備補助事業(認定こども園) | 団体       |    |
|                                    | (7)市町村保健セ<br>ンター及び母子 | 管理事業(保健福祉会館)            | 市        |    |

|             |                  |  |    |  |
|-------------|------------------|--|----|--|
| の向上及び<br>増進 | 健康包括支援センター       | 管理事業(黒保根町保健センター)   | 市  |  |
|             | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | 屋内遊戯施設運営事業<br>(事業内容)屋内遊戯施設の運営<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)子育て世帯に遊び場を提供   | 市  |  |
|             |                  | 子ども発達支援事業<br>(事業内容)専門職による発達に課題のある子どもへの支援<br>(事業の必要性)発達に課題のある子どもへの支援<br>(事業の効果)発達に課題のある子どもの早期発見、継続的支援                               | 市  |  |
|             |                  | 家庭児童相談室運営事業<br>(事業内容)子育て世帯や妊産婦に関し、必要な実情の把握に努め、情報提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行う<br>(事業の必要性)子育て支援体制の強化<br>(事業の効果)子どもとその家庭及び妊産婦に係る福祉向上 | 市  |  |
|             |                  | 地域子育て支援センター事業<br>(事業内容)乳幼児またはその保護者が相互の交流を行う場所で、子育てについての相談や情報の提供及び助言を行う<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)子育てについての相談や情報提供の機会の増進         | 市  |  |
|             |                  | 助成事業(地域子育て支援拠点事業)<br>(事業内容)民間の保育所及び認定こども園に対し、地域子育て支援拠点事業の委託事業を実施<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)地域子育て支援拠点の安定的運営                     | 団体 |  |
|             |                  | 保育事業<br>(事業内容)市立保育園の運営<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)市立保育園による保育の提供   | 市  |  |
|             |                  | 助成事業(病児保育事業、延長保育事業等)<br>(事業内容)病児保育事業、療育支援事業、保育充実促進事業、延長保育事業、一時預かり事業の実施<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)保護者の仕事と子育ての両立促進               | 団体 |  |
|             |                  | 放課後児童クラブ運営事業<br>(事業内容)放課後児童クラブの運営<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)保護者の仕事と子育ての両立促進  | 団体 |  |
|             |                  | 在宅高齢者環境整備事業  | 市  |  |

|   |    |  |
|---|----|--|
| (事業内容)住宅改造補修費の補助、日常生活用具の給付、緊急通報装置の貸与<br>(事業の必要性)地域包括ケアの推進<br>(事業の効果)高齢者の在宅生活継続のための環境づくり                                     |    |  |
| 家族介護支援事業<br>(事業内容)介護慰労金の支給、紙おむつの給付<br>(事業の必要性)尊厳ある暮らしの支援、支え合いのしくみづくり<br>(事業の効果)高齢者の自立支援及び家族介護者の負担軽減                         | 市  |  |
| 老人クラブ事業<br>(事業内容)各地域の老人クラブの活動を支援<br>(事業の必要性)高齢者の社会参加と生きがいづくり<br>(事業の効果)高齢者の生きがい・仲間づくり及び健康増進                                 | 団体 |  |
| 長寿センター等事業<br>(事業内容)高齢者の生きがい・仲間づくり及び健康増進の場となる長寿センター等の運営支援<br>(事業の必要性)高齢者の社会参加と生きがいづくり<br>(事業の効果)高齢者の生きがい・仲間づくり及び健康増進         | 団体 |  |
| 高齢者リフレッシュ事業<br>(事業内容)無料入浴券・鍼灸マッサージサービス券の交付、水沼温泉センター利用委託<br>(事業の必要性)高齢者の生きがいづくり<br>(事業の効果)高齢者の心身のリフレッシュに寄与                   | 市  |  |
| 給付事業(特別障害者手当等給付費を除く)<br>(事業内容)福祉タクシー料金給付費・じん臓機能障害者通院交通費・難聴児補聴器購入支援助成金などの支給<br>(事業の必要性)障がい者福祉の向上<br>(事業の効果)障がい者の日常生活における負担軽減 | 市  |  |
| 地域生活支援事業(地域活動支援センター事業、生活訓練事業等)<br>(事業内容)地域活動支援センター事業、意思疎通支援事業、手話講習会等、生活訓練事業など<br>(事業の必要性)障がい者福祉の向上<br>(事業の効果)障がい者の自立支援の促進   | 市  |  |
| 障害者団体等助成事業<br>(事業内容)心身障害者団体及び関係ボランティア団体への運営費補助<br>(事業の必要性)障がい者の社会参加の促進<br>(事業の効果)心身障害者団体等の自立及び育成                            | 団体 |  |
| 高齢者引きこもり対策事業<br>(事業内容)地域おこし協力隊等を活用した高齢者見守りの実施<br>(事業の必要性)高齢者の社会参加の促進<br>(事業の効果)高齢者の引きこもりの改善                                 | 市  |  |

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
|  | <p>高齢者生活支援施設管理事業<br/> (事業内容) 高齢者生活支援施設の運営管理<br/> (事業の必要性) 地域包括ケアの促進<br/> (事業の効果) 居宅において単独で生活することに不安のある人への支援</p>             | 市 |  |
|  | <p>在宅高齢者等外出支援サービス事業<br/> (事業内容) 外出支援サービス事業補助金の交付<br/> (事業の必要性) 高齢者等の社会参加<br/> (事業の効果) 高齢者等の交通手段の確保</p>                      | 市 |  |
|  | <p>婚活に対する支援<br/> (事業内容) 婚活支援団体との意見交換の場を設けるとともに、婚活イベント等の効果的な周知を行う<br/> (事業の必要性) 結婚から育児までの切れ目のない支援<br/> (事業の効果) 婚活支援活動の促進</p> | 市 |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

| 施設類型           | 管理の方向性   |
|----------------|--|
| <p>幼保・こども園</p> | <p>&lt;民間移管&gt;<br/> ・民間移管が可能な施設は民間移管を検討します。</p> <p>&lt;多機能化&gt;<br/> ・地域の拠点施設や学校、福祉関連施設との最適規模による多機能化を検討します。</p> <p>&lt;計画に基づく最適配置&gt;<br/> ・適正配置計画を策定し、計画に基づき最適配置を図ります。</p> <p>&lt;長寿命化&gt;<br/> ・今後とも維持する施設は予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</p> <p>&lt;統廃合&gt;<br/> ・施設の老朽化、利用者の減少等に伴い、施設の統合や廃止も検討します。</p> |
| <p>幼児・児童施設</p> | <p>【サービス提供範囲：全市レベル】</p> <p>&lt;規模の適正化&gt;<br/> ・今後は必要性も含め利用需要を考慮した規模の適正化を図ります。</p> <p>&lt;民間活力の導入&gt;<br/> ・指定管理制度の導入を検討します。</p> <p>【サービス提供範囲：地域レベル】</p> <p>&lt;計画に基づく最適配置&gt;<br/> ・適正配置計画を策定し、計画に基づき最適配置を図ります。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
| 保健施設   | <規模の適正化><br>・ 今後は利用需要を勘案した規模の適正化を図ります。   |
| 高齢福祉施設 | <民間移管><br>・ 民間移管が可能な施設は民間移管を検討します。<br><多機能化><br>・ 地域の拠点施設や学校、子育て支援施設との最適規模による多機能化を検討します。<br><長寿命化><br>・ 今後とも維持する施設は予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。<br><民間活力の導入><br>・ 施設の維持・管理・運営を民間に委ねるため、所有権を民間に譲渡することを検討します。 |

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

近年、軽症患者が救急医療を安易に受診する「コンビニ受診<sup>※1</sup>」等により、勤務医師の負担が増大しています。勤務医師の負担を軽減するため、症状に応じた医療機関の適正な受診が課題になっており、病院と診療所との連携や高度・専門的な治療に対応できる二次救急医療体制<sup>※2</sup>の充実などが求められています。

また、桐生厚生総合病院においては、「がん診療連携拠点病院<sup>※3</sup>」や「地域医療支援病院<sup>※4</sup>」など、地域の中核病院として位置づけられていますが、常勤医師が不在の診療科目があるなど、診療体制の充実が求められています。

全ての市民が、生涯を通じて、心身ともに健康で質の高い生活を送るためには、「健康寿命<sup>※5</sup>の延伸」を実現することが重要です。

生活習慣に起因する主な疾病として、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患があり、これらが2019年度の本市における死因全体の48.2パーセントを占めています。

生活習慣病の早期発見や早期治療による重症化予防のため、新わたらせ健康診査<sup>※6</sup>(特定健康診査<sup>※7</sup>など)、各種がん検診、特定保健指導<sup>※8</sup>を実施していますが、受診率・実施率は低く、周知方法の工夫や受診しやすい健診体制の整備が必要です。

また、歯科口腔に関する健康格差をなくし、生涯にわたって健康で質の高い生活を確保できるよう、歯科口腔保健施策を計画的に推進していくことが必要です。

黒保根地区においては、地区唯一の水沼診療所が令和3年4月から休所しており、その対策が必要です。

- ※1 コンビニ受診…一般的に外来診療をしていない休日や夜間に、緊急性のない軽症患者が救急外来を自己都合で受診する行為。
- ※2 二次救急医療体制…入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に救急医療を提供する一次救急医療体制では対応できないような、入院治療や手術を必要とする重症患者を24時間体制で受け入れ対応する救急医療体制。
- ※3 がん診療連携拠点病院…全国どこにおいても質の高いがん医療が受けられるよう、各都道府県や地域のがん診療の中核病院として国から指定された病院。
- ※4 地域医療支援病院…地域に必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関として都道府県が承認する病院。
- ※5 健康寿命…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
- ※6 新わたらせ健康診査…桐生市で実施している40歳以上の国民健康保険加入者を対象とした「国保特定健康診査」、75歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした「後期高齢者健康診査」、40歳以上の医療保険未

加入である生活保護受給者等を対象とした「健康増進法健康診査」の総称。

- ※7 特定健康診査…40歳から74歳までの人を対象とした、生活習慣病予防のためのメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。
- ※8 特定保健指導…特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師や保健師、管理栄養士などが生活習慣の改善に取り組めるよう支援を行うもの。

## (2) その対策

市民が適時適切に医療サービスを受けられるよう、桐生厚生総合病院をはじめとする地域医療の充実を図ります。

- ①地方公営企業繰出基準等に基づき、桐生厚生総合病院の運営費、建設改良費及び医療機器等の整備に係る経費を負担します。
- ②桐生厚生総合病院における医師確保及び医師の負担軽減を図るために実施される事業に対し、補助金を交付します。
- ③水沼診療所の再開のため、県や医師会等と連携し、医師の確保を図るとともに、診療所及び歯科診療の受診環境の整備に努めます。

## (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|----------------------|---|----------|----|
| 7 医療の確保       | (1)診療施設<br>病院<br>診療所 | 医療機器等整備事業(桐生地域医療組合負担金)  | 団体       |    |
|               |                      | 水沼診療所改修事業(診療所・歯科診療所)  | 市        |    |
|               |                      | 水沼診療所機器整備事業(診療所・歯科診療所)  | 市        |    |
|               | (3)過疎地域持続<br>的発展特別事業 | 病院運営事業<br>(事業内容)桐生地域医療組合負担金<br>(事業の必要性)地域医療の確保・充実<br>(事業の効果)桐生厚生総合病院の安定的運営                  | 団体       |    |
|               |                      | 医師確保対策事業<br>(事業内容)医師確保対策のための補助金及び支援の実施<br>(事業の必要性)地域医療の確保・充実<br>(事業の効果)病院・診療所の安定的運営、医療体制の充実 | 団体       |    |

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

| 施設類型 | 管理の方向性   |
|------|--|
| 医療施設 | <複合化・多機能化、規模縮減><br>・利用状況を考慮した規模の適正化や他の施設との複合化を検討します。<br><長寿命化><br>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。 |

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

教育施設については、人口減少や少子高齢化を踏まえ、持続可能な教育施設の適正配置を進めながら、適切な施設改修を進めるとともに、時代の変化に即した教育環境を整備する必要があります。

幼児教育においては、小学校以降における教科等の理解につながるよう、幼児と児童・生徒の交流だけでなく教師の相互参観等を含めた交流活動の一層の充実を図る必要があります。

義務教育においては、特別支援教育の必要な児童・生徒にも配慮しながら、児童・生徒が社会の変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮し、他者と協働しながら、よりよい社会の創り手になるために必要な力を育てていくことが求められています。

商業高等学校教育においては、生徒が豊かな人間性を育み、自ら学び、商業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む姿勢を育成することが課題となっています。

また、社会教育と学校教育、家庭教育は密接に関連していることから、地域全体で子どもの成長を支えていく必要があります。さらに、公民館や図書館等の社会教育施設について、専門性や特色を生かした多様な世代に対応した学習機会の提供を図るための環境整備が求められています。

各種事業の推進に当たっては、桐生の地域特性を生かし、桐生ならではの特色ある教育プログラムを推進することが求められています。

### (2) その対策

桐生ならではの特色ある教育をはじめとする学校教育の充実を図ります。また、住民自らの学びを、よりよい地域づくりへとつなげていけるよう、学校や地域、その他多様な主体との連携により生涯学習を推進します。さらに、一人でも多くの市民にスポーツを楽しんでもらうため、いつでも、どこでも、誰でも楽しめるスポーツを推進します。

- ①令和4年4月を予定している小・中一体型の義務教育学校の開校に向け、黒保根小学校校舎の増改築工事をはじめとする開校準備を行います。また、わたらせ渓谷鐵道を利用して通学する児童生徒に対して通学費（定期券代）の補助を行います。
- ②国際理解教育の推進を図るため、黒保根小学校・中学校と姉妹校提携している西町インターナショナルスクールと、農業体験やホームステイなどの様々な交流事業を実施します。また、専任の外国人英会話講師を配置し、黒保根保育園での保育活動、黒保根小学校・中学校での英会話教室など、年間を通して保育園から小・中学校までの一貫した英語活動を行います。
- ③児童・生徒が安全で快適に学校生活を送れるよう、学校施設・設備の老朽化による改修や環境改善のための工事を行います。
- ④ICTを活用した個別最適化された学びの実現に向け、児童・生徒1人1台端末を前提としたICT教育環境の整備推進を図ります。
- ⑤小学校区等において、放課後や休業日等に安全に安心して活動する拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子ども達が地域の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進します。
- ⑥群馬大学理工学部と地元企業、市民団体などと連携して子どもの夢と感性を育むこ

- とを目的とした特別教育プログラム「未来創生塾」の活動を支援します。
- ⑦自主的・主体的に「いつでも、だれでも、どこでも」学べるよう、生涯各期における学習機会と情報の提供に努め、安全に公民館施設が利用できるよう管理運営を行います。
- ⑧地域住民の健康維持・増進のため、より良い環境の中でスポーツを実践できるよう、体育施設の維持管理を行います。また、関係団体と協力・連携し、生涯スポーツの推進を図ります。地域スポーツの充実のため、各種スポーツ団体の育成及び各種事業を実施します。
- ⑨小中学校に徒歩で通学することが困難な生徒のため、スクールバスを運行します。
- ⑩休日の部活動に参加するためにデマンドタクシーを利用する黒保根中学校の生徒に対して、乗車料金の補助を行います。
- ⑪保護者の負担軽減を図り、過疎地域における教育効果を高めることを目的として、黒保根町に居住し、わたらせ渓谷鐵道を利用して通学する高校生等に対して通学費（定期券代）の補助を行います。
- ⑫多様な学習機会の提供を図るため、図書館を整備します。
- ⑬教育研究所等の既存教育施設の機能を集約するほか、教育庁舎としての機能をも併せ持つ総合教育センターを設置して、教育の更なる質の向上を図ります。
- ⑭自然に対する理解や自然保護意識の啓発を図るための施設として桐生自然観察の森の管理を行うとともに、自然観察会や講座等を開催し、自然とのふれあいを通じて自然と接するルールやマナーを学ぶ体験学習を行います。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容          | 事業<br>主体                    | 備考 |  |
|---------------|-------------------|---------------|-----------------------------|----|--|
| 8 教育の<br>振興   | (1)学校教育関連<br>施設   | 黒保根義務教育学校整備事業 | 市                           |    |  |
|               |                   | 学校施設改修事業(小学校) | 市                           |    |  |
|               |                   | 校舎            | 学校施設改修事業(中学校)               | 市  |  |
|               |                   | 屋内運動場         | 学校施設改修事業(高等学校)              | 市  |  |
|               |                   | 屋外運動場         | 理科室空調機設置事業(小学校)             | 市  |  |
|               |                   | 水泳プール         | 理科室空調機設置事業(中学校)             | 市  |  |
|               |                   |               | 放課後子供教室事業(施設整備)             | 市  |  |
|               | スクールバ<br>ス・ボート    | スクールバス購入事業    | 市                           |    |  |
|               | (3)集会施設、体<br>育施設等 | 公民館           | 公民館管理事業(施設維持管理)             | 市  |  |
|               |                   | 体育施設          | 施設整備・維持管理事業(各種運動施設及びその周辺施設) | 市  |  |
|               |                   | 図書館           | 図書館整備事業                     | 市  |  |
|               |                   | その他           | 黒保根運動公園整備事業                 | 市  |  |
|               |                   |               | 青年の家改修事業                    | 市  |  |
|               |                   |               | 青少年野外活動センター管理事業             | 市  |  |

|                  |   |    |  |
|------------------|---|----|--|
| (4)過疎地域持続的発展特別事業 | 複式学級支援非常勤講師設置事業<br>(事業内容) 複式学級の内容充実のため非常勤講師を配置<br>(事業の必要性) 学校教育の充実<br>(事業の効果) きめこまかい教育活動の実施                                     | 市  |  |
|                  | 英語指導助手業務委託事業<br>(事業内容) A L Tや教師を巡回指導する外国語指導員を配置<br>(事業の必要性) 学校教育の充実<br>(事業の効果) 外国語教育の充実   | 市  |  |
|                  | スクールバス運行业務委託事業<br>(事業内容) 徒歩圏外の生徒のためにスクールバスを運行<br>(事業の必要性) 教育機会の確保<br>(事業の効果) 生徒の登校手段の確保   | 市  |  |
|                  | 黒保根町中学生生徒休日通学費補助事業<br>(事業内容) 休日の部活動に参加するためにデマンドタクシーを利用する生徒に乗車料金を補助<br>(事業の必要性) 教育機会の確保<br>(事業の効果) 登校に係る費用負担軽減                   | 市  |  |
|                  | 黒保根義務教育学校小規模特認校通学費補助事業<br>(事業内容) わたらせ渓谷鐵道を利用して通学する児童生徒に定期券代を補助<br>(事業の必要性) 教育機会の確保<br>(事業の効果) 登校に係る費用負担軽減                       | 個人 |  |
|                  | 就学支援事業<br>(事業内容) わたらせ渓谷鐵道を利用して通学する高校生等に定期券代を補助<br>(事業の必要性) 教育機会の確保<br>(事業の効果) 登校に係る費用負担軽減                                       | 個人 |  |
|                  | I C T教育推進事業(小学校)<br>(事業内容) 教育用パソコンのリース、タブレットP C等の運用管理<br>(事業の必要性) 教育環境の充実<br>(事業の効果) I C Tを活用した学習環境の整備促進                        | 市  |  |
|                  | I C T教育推進事業(中学校)<br>(事業内容) 教育用パソコンのリース、タブレットP C等の運用管理<br>(事業の必要性) 教育環境の充実<br>(事業の効果) I C Tを活用した学習環境の整備促進                        | 市  |  |
|                  | 黒保根町西町インターナショナルスクール交流事業<br>(事業内容) 西町インターナショナルスクールと農業体験やホームステイ等の様々な交流事業を実施<br>(事業の必要性) 教育内容の充実<br>(事業の効果) 姉妹校との交流事業を通じて国際理解教育の推進 | 市  |  |

|        |   |   |  |
|--------|---|---|--|
|        | <p>黒保根町国際理解推進事業<br/> (事業内容)専任の外国人英会話講師を配置し、保育園での保育活動、小中学校での英会話教室等を実施<br/> (事業の必要性)教育内容の充実<br/> (事業の効果)英会話教室等を通じて国際理解教育の推進</p>   | 市 |  |
|        | <p>黒保根町スポーツ推進事業<br/> (事業内容)地域スポーツの充実のため、各種スポーツ団体の育成及び各種事業を実施<br/> (事業の必要性)生涯スポーツの推進<br/> (事業の効果)地域住民の健康維持・増進</p>  | 市 |  |
|        | <p>放課後子供教室事業<br/> (事業内容)放課後や休業日等に安全に安心して活動する拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動を通し、子供たちに地域との交流の機会を提供<br/> (事業の必要性)地域における教育環境の充実、地域の教育力の向上<br/> (事業の効果)子供たちの多様な体験機会の創出</p> | 市 |  |
|        | <p>未来創生塾支援事業<br/> (事業内容)群馬大学理工学部と地元企業、市民団体等と連携して、子どもの夢と感性を育むことを目的とした特別教育プログラムの活動を支援<br/> (事業の必要性)教育機会の充実<br/> (事業の効果)特色ある教育機会の提供</p>                                      | 市 |  |
|        | <p>自然観察の森事業<br/> (事業内容)自然観察の森の維持管理及び自然観察会や講座等の開催<br/> (事業の必要性)教育内容の充実<br/> (事業の効果)自然に対する理解や自然保護意識の啓発の促進</p>   | 市 |  |
| (5)その他 | <p>総合教育センター整備事業</p>   | 市 |  |
|        | <p>自然観察の森事業(観察の森施設の改修工事費等)</p>  | 市 |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

|      |   |
|------|---|
| 施設類型 | 管理の方向性  |
| 学校   | <p>&lt;計画に基づく最適配置&gt;<br/> ・最適配置計画を策定し、計画に基づき最適配置を図ります。</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>&lt;長寿命化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul>  |
| その他教育施設 | <p>&lt;複合化・多機能化、規模縮減&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況を考慮した規模の適正化や他の施設との複合化を検討します。</li> </ul>  |
| スポーツ施設  | <p>【サービス提供範囲：全市レベル】</p> <p>&lt;民間移管&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益性の高い施設は民間移管を検討します。</li> </ul> <p>&lt;広域連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺自治体との広域連携による共同所有や類似施設での役割分担による施設の縮減を検討します。</li> </ul> <p>&lt;類似機能の共用化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似施設の統廃合（機能の集約）により、最適配置・規模を図ります。</li> </ul> <p>&lt;長寿命化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも維持する施設は予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>&lt;民間活力の導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理制度の導入を検討します。</li> </ul> <p>&lt;新たな財源の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担の見直しを図ります。</li> <li>・広告等による新たな財源の確保を検討します。</li> </ul> <p>【サービス提供範囲：地域レベル】</p> <p>&lt;類似機能の共用化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似施設の統廃合（機能の集約）により、最適配置・規模を図ります。</li> </ul> <p>&lt;長寿命化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも維持する施設は予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>&lt;民間活力の導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理制度の導入を検討します。</li> </ul> <p>&lt;新たな財源の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担の見直しを図ります。</li> </ul> <p>&lt;統廃合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化、利用者の減少等に伴い、施設の統合や廃止も検討します。</li> </ul> |
| 図書館     | <p>&lt;複合化・多機能化、規模の適正化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設更新の際は、利用需要を考慮した適正規模の施設整備とし、施設の複合化・多機能化についても検討します。</li> </ul> <p>&lt;広域連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺自治体との広域連携による共同所有や類似施設での役割分担による施設の縮減を検討します。</li> </ul> <p>&lt;長寿命化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>&lt;民間活力の導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理制度の導入を検討します。</li> </ul>   |

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

少子高齢化の進行に伴う高齢者世帯の増加や集落外への転出により集落内でのコミュニティは希薄になりつつあります。集落によってはその維持が困難になる恐れがあり、今後は、コミュニティの活性化を高める活動が求められています。

転出などにより空き家が数多くありますが、その多くは家財道具などが残されており、売却や貸付の際の障害となっています。また、残された空き家は、防犯、防災上の支障となっています。

特に、黒保根地区の19の集落では、その集落は、9戸から121戸と非常に差があり、同じ集落においても住居が散在し、限界集落となりつつある地域が存在し始めており、その対策が必要となっています。

### (2) その対策

コミュニティの活性化を高めるためには、行政主導ではなく住民が主体となって行う活動が必要であり、住民自治活動を積極的に支援する助成制度の導入を検討します。

集落機能の低下など深刻な問題を抱えている地域に住む高齢者世帯やひとり暮らし高齢者が、安心して生活ができるような集落環境の整備・支援を検討します。また、ホームページなどを活用して地区内の空き家・空き地情報を積極的に提供するとともに空き家の有効活用ができるような支援を検討します。さらに、子育て支援や医療体制の充実を図り、若者の流出の防止対策や地区外からの子育て世代の積極的な受入れを強力に推進するため、移住・定住を支援する事業を実施し、若者が安心して子どもを育てられる環境を作り「魅力ある地域」を目指します。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|----------------------|--|----------|----|
| 9 集落の<br>整備   | (2)過疎地域持続<br>的発展特別事業 | 地域活動推進事業<br>(事業内容)集落の維持等の取り組みの実施<br>(事業の必要性)集落における対策の推進<br>(事業の効果)地域コミュニティの活性化 | 市        |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現状と問題点

先人の残した歴史的資産を後世に伝えていくため、文化財の活用及び積極的な公開を進め、有効活用に向けて意識の向上を図っていく必要があります。

文化関係団体の実施する事業について、効果的・効率的な実施を促す必要があります。芸術文化活動の拠点となる桐生市市民文化会館等の施設の充実や適正な維持管理、

効果的な運営方法の検討が求められています。

## (2) その対策

心豊かなまちづくりを目指し、芸術文化活動を促進するとともに、文化財の保護・活用などを行い、市民の芸術・文化の振興を図ります。

- ①桐生市市民文化会館の運営に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、計画的に会館の改修工事を行います。
- ②重要伝統的建造物群保存地区における町並み保存など様々な取り組みへの対応を見据え、地区での活動（調査、研修、町並み見学等）を目的とした住民や来訪者の利便に資する地区の拠点となる施設として「（仮称）重伝建地区公開活用施設」の整備を行います。
- ③重要伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を適切に保存・継承していくため、建物所有者と協議を重ねながら、伝統的建造物の保存修理を継続的に実施します。
- ④黒保根地区の歴史や文化の普及、文化財の保存を図るため、黒保根歴史民俗資料館の運営及び維持管理を行います。また、地域に残る伝統文化を守るため、黒保根地区で守り伝えている無形文化財（獅子舞）の保存、継承活動を行う団体に対する支援を行います。
- ⑤日本遺産に対する認知向上や日本遺産構成文化財の保存を図るため、日本遺産の普及啓発活動や絹襷記念館・有鄰館の運営維持管理を行います。

## (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分   | 事業名<br>(施設名)                     | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------------|----------------------------------|---|----------|----|
| 10 地域文<br>化の振興等 | (1)地域文化振興<br>施設等<br>地域文化振興<br>施設 | 市民文化会館施設改修事業  | 市        |    |
|                 |                                  | 重伝建公開施設整備事業   | 市        |    |
|                 |                                  | 黒保根歴史民俗資料館管理事業(施設整備)  | 市        |    |
|                 |                                  | 有鄰館管理事業   | 市        |    |
|                 |                                  | 絹襷記念館管理事業   | 市        |    |
|                 | (2)過疎地域持続<br>的発展特別事業             | 黒保根歴史民俗資料館管理事業(資料貯蔵品保存事業)<br>(事業内容)黒保根歴史民俗資料館の資料貯蔵品の燻蒸処理等<br>(事業の必要性)文化財の保存<br>(事業の効果)資料貯蔵品の適正な保存 | 市        |    |
|                 |                                  | 黒保根町文化財保存事業(無形文化財保存事業)<br>(事業内容)無形文化財の保存、継承活動を行う団体に対する支援<br>(事業の必要性)無形文化財の保存<br>(事業の効果)無形文化財の継承   | 団体       |    |
|                 |                                  | 伝統的建造物群保存事業補助金<br>(事業内容)保存地区内の建築物の修理、修景等に対する補助金   | 個人       |    |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  | (事業の必要性)伝統的建造物群の保存<br>(事業の効果)伝統的建造物群の修理、修景の促進  |   |  |
|  | 日本遺産活用事業<br>(事業内容)日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の周知と活用<br>(事業の必要性)地域文化の振興<br>(事業の効果)日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の認知向上や日本遺産構成文化財の保存 | 市 |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

| 施設類型 | 管理の方向性  |
|------|---|
| 文化施設 | <p>&lt;複合化・多機能化、規模縮減&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集会・会議室の機能を有するため集会施設との類似性が高く、全市レベルの集会施設との機能集約による多機能化を検討します。</li> </ul> <p>&lt;長寿命化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性が明確である施設については、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>&lt;民間活力の導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理制度の導入を検討します。</li> </ul> |
| 博物館等 | <p>&lt;長寿命化、必要性の検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財に指定されている施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> <li>・その他の施設は、施設の必要性を検討し、今後とも機能を維持する場合は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>&lt;民間活力の導入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理制度の導入を検討します。</li> </ul>   |

## 1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

本市では「みんなで作る 持続可能で快適な幸せ感じる環境都市」を目指し、桐生市環境先進都市将来構想に基づく施策を推進しています。「エネルギーの地産地消<sup>\*1</sup>」、「低炭素型交通<sup>\*2</sup>体系の構築」を基本に、「地域の自然・産業・文化・人的資源」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じた取り組みを市民とともに考え、産学官民が一体となって環境と調和したまちづくりを目指す必要があります。

※1 地産地消…地域で生産されたさまざまな生産物や資源（主に農林水産物）を、その地域で消費すること。

※2 低炭素型交通…徒歩や自転車、公共交通、次世代自動車（ハイブリッド車や電気自動車等）などの化石燃料に依存しない、環境負荷の少ない交通手段。

## （２）その対策

「桐生市環境先進都市将来構想」の実現に向け、産学官民が一体となって本市の地域特性を生かした環境施策を推進するとともに、地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス排出量の削減に向けた事業を実施します。

## （３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展<br>施策区分      | 事業名<br>(施設名)     | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|--------------------|------------------|---|----------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | 環境都市推進事業<br>(事業内容)環境都市推進補助金(市民向け)による蓄電池設備の促進<br>(事業の必要性)地球温暖化の対策<br>(事業の効果)温室効果ガス排出量の削減 | 個人       |    |

## （４）公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量削減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の削減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

# 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

## （１）現況と問題点

本市は、水源都市として下流地域へきれいな水を流す責務があり、水源のかん養<sup>※1</sup>機能のある森林の保全やカッコソウ<sup>※2</sup>をはじめとする希少植物の保全を含めた自然環境保全の取り組みが求められており、自然保護意識の普及啓発、企業や団体をはじめとした森林水源ボランティアの育成が重要になっています。

また、市内には一級河川や市管理の水路が多く流れており、それらの砂防堰堤<sup>※3</sup>・堤防・水路の整備については、大災害に備えて、市民の理解と地権者の協力を得ながら、国や県に積極的に事業促進を働きかけ、計画的に進めていくことが求められています。

※1 水源のかん養…森林に降った雨や雪などの降水が土壌に浸透し、地下水となりゆっくり流れ出ること、洪水や濁水が緩和や、水質が浄化につながります。

※2 カッコソウ…世界で桐生市・みどり市周辺の山地のみに自生するサクラソウ科の植物。絶滅の可能性が高いことから、2012年5月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種に指定されています。

※3 砂防堰堤…河川の土砂災害を防止する目的で河川上流部に設置され、下流の河川への土砂の流れ込みを防ぎ、土石流などを食い止める役割を担う施設。

## （２）その対策

「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、国内希少野生動植物種に指定された鳴神山周辺にのみ自生するカッコソウの保全を図るため、カッコソウ

協議会を中心に保全活動を行うほか、調査研究や啓発事業などを行います。

また、自然保護意識の普及・啓発を図るため、桐生自然観察の森において、年間を通じて親子で森林環境の生物多様性を学ぶ場や、専門家を講師とした園内の生物調査などの、森林環境に実際に見て触れることができる森林環境教育事業を実施します。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展<br>施策区分                          | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|--|----------------------|---|----------|----|
| 12 その他<br>地域の持続<br>的発展に関<br>し必要な事<br>項 | (1)過疎地域持続<br>的発展特別事業 | 絶滅危惧種カッコソウ保全事業<br>(事業内容)種の保全のための施策実施、啓発、盗掘対策等<br>(事業の必要性)自然環境の保全<br>(事業の効果)希少野生植物の保全促進              | 団体       |    |
|  |                      | 森林教育事業<br>(事業内容)森林環境の生物多様性を学ぶ場や専門家を講師<br>とした生物調査の機会を提供<br>(事業の必要性)自然環境の保全<br>(事業の効果)自然保護意識の普及・啓発の促進 | 市        |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

「桐生市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、施設の総量縮減を推進するため、新規整備の抑制と複合化による建物の有効活用を図ります。また維持する施設についても、安全性の確保や維持管理費の縮減に努め、同計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

●過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展<br>施策区分                     | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考                         |
|-----------------------------------|--------------------------|--|----------|----------------------------|
| 1 移住・定<br>住・地域間交<br>流の促進、人<br>材育成 | (4)過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業 | 地域活動推進事業<br>(事業内容)地域おこし協力隊制度を活用した地域<br>おこしのための事業<br>(事業の必要性)移住・定住の促進、地域活性化<br>(事業の効果)移住・定住の促進、地域活性化のた<br>めの事業の推進 | 市        | 当該事業の効<br>果は将来に及<br>ぶものである |
|                                   |                          | 定住促進事業(パンフレット、広告掲載、相談会出<br>展料)<br>(事業内容)移住・定住先としての桐生の魅力を発信<br>(事業の必要性)移住・定住の促進<br>(事業の効果)移住・定住に係る桐生市のPR 促進       | 市        | 当該事業の効<br>果は将来に及<br>ぶものである |
|                                   |                          | きりゅう暮らし応援事業<br>(事業内容)空き家のリフォームや除却のための工<br>事費を補助<br>(事業の必要性)移住・定住の促進<br>(事業の効果)空き家の利活用の促進                         | 個人       | 当該事業の効<br>果は将来に及<br>ぶものである |
|                                   |                          | きりゅう暮らし応援事業<br>(事業内容)移住・定住を目的とした住宅購入費や<br>リフォーム工事費の補助<br>(事業の必要性)移住・定住の促進<br>(事業の効果)移住・定住に係る住宅購入やリフォ<br>ームの促進    | 個人       | 当該事業の効<br>果は将来に及<br>ぶものである |
|                                   |                          | 過疎対策事業(定住促進奨励金)<br>(事業内容)結婚、出産、新築等の奨励金を交付<br>(事業の必要性)定住の促進<br>(事業の効果)定住の促進に係る住宅の新築や改築<br>の促進                     | 市        | 当該事業の効<br>果は将来に及<br>ぶものである |
|                                   |                          | 関係人口創出事業<br>(事業内容)農業体験・狩猟体験等を通じて移住促<br>進を図る<br>(事業の必要性)関係人口創出<br>(事業の効果)イベントを通じた関係人口の創出                          | 市        | 当該事業の効<br>果は将来に及<br>ぶものである |
|                                   |                          | 空き家・空き地活用事業<br>(事業内容)空き家・空き地を活用し移住・定住の促<br>進を図る<br>(事業の必要性)移住・定住の促進<br>(事業の効果)空き家・空地の利活用の促進                      | 市        | 当該事業の効<br>果は将来に及<br>ぶものである |

|         |                            |   |    |                    |
|---------|----------------------------|---|----|--------------------|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業 | 担い手育成事業(農業経営の担い手を確保)<br>(事業内容)魅力的な農業環境を整え、就農促進を図るための支援と、地域おこし協力隊の活動を通じた6次産業化支援<br>(事業の必要性)農業の活性化<br>(事業の効果)担い手の育成と確保  | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                            | 林業振興事業<br>(事業内容)林業経営者及び各種団体への補助<br>(事業の必要性)林業の活性化<br>(事業の効果)健全な森林の保全、林業経営の向上  | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                            | 桐生広域林業会館事業<br>(事業内容)林業の振興を図るために設置された桐生広域林業会館の管理<br>(事業の必要性)林業の活性化<br>(事業の効果)林業経営の向上   | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                            | 農業振興事業<br>(事業内容)中山間地域等直接支払交付金<br>(事業の必要性)農業の活性化<br>(事業の効果)耕作放棄地の発生防止や解消   | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                            | 有害鳥獣対策事業<br>(事業内容)有害鳥獣の捕獲・駆除の強化と防除対策<br>(事業の必要性)農林業の活性化<br>(事業の効果)農林作物の被害防止   | 個人 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                            | 工場アパート維持管理事業<br>(事業内容)工場アパートによる工場の提供<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)小規模事業者等の成長支援と地域経済の発展   | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                            | 工業振興事業<br>(事業内容)桐生商工会議所による中小企業相談所の運営支援、桐生発明協会による発明機運醸成の活動の支援、工房等を設置した事業者への支援、桐生市繊維振興協会の活動支援、黒保根地区での中小企業設備投資支援として利子の一部を補給<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)市内産業の活性化 | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                            | 販路拡大支援事業<br>(事業内容)中小企業の販路開拓を支援<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)新たな販路開拓を通じた売上拡大  | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |

|   |     |                    |
|---|-----|--------------------|
| 産業活性化推進事業(産学官連携の整備)<br>(事業内容)中小企業の技術開発や産学官連携を支援<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)中小企業の新製品・新技術開発促進                  | 市   | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 北関東産官学研究会連携支援事業<br>(事業内容)北関東産官学研究会と連携し、産学官連携を通じた技術開発を支援<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)中小企業の新製品・新技術開発促進          | 団体  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 創業者創出事業<br>(事業内容)インキュベーションオフィス運営等<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)創業者の創出と成長を促進                                    | 団体  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 郷土資料展示事業<br>(事業内容)繊維産業関連資料を展示・公開<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)繊維産業の歴史、伝統を継承、ものづくり文化の発信                         | 団体  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 伝統産業保護育成事業<br>(事業内容)桐生織物の宣伝や新製品開発、販路開拓を支援<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)繊維産業の保護・育成                              | 団体  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 地場産業振興センター事業<br>(事業内容)桐生地域地場産業振興センターの運営支援<br>(事業の必要性)産業構造・産業基盤の強化<br>(事業の効果)繊維産業の保護・育成                              | 団体  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業<br>(事業内容)市内中心市街地等の空き店舗等に出店する者に対して改修費を補助<br>(事業の必要性)中心市街地等のにぎわいを創出<br>(事業の効果)中心市街地等の空き店舗等の利活用の促進 | 事業者 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 商業振興事業(商店街団体等への補助)<br>(事業内容)商店街団体等が実施する事業等の補助<br>(事業の必要性)中心市街地等のにぎわいを創出<br>(事業の効果)商店街を中心とした商店振興                     | 団体  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 雇用対策補助事業<br>(事業内容)桐生地区勤労対策協議会等と連携した各種就労支援<br>(事業の必要性)雇用の安定と労働環境の充実<br>(事業の効果)雇用の安定確保と勤労者の福祉増進                       | 団体  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |

|  |           |                           |
|--|-----------|---------------------------|
| <p>職業訓練補助事業</p> <p>(事業内容)職業能力開発促進法に基づき事業主等が実施する認定職業訓練等に関する業務の実施</p> <p>(事業の必要性)事業主や勤労者の技能向上</p> <p>(事業の効果)生産の向上と品質管理、作業の合理化を促進</p>     | <p>団体</p> | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>人材養成事業</p> <p>(事業内容)中小企業の経営者や従業員が、市が認定する人材養成機関の研修を受講した際に補助。</p> <p>(事業の必要性)事業主や勤労者の技能向上</p> <p>(事業の効果)中小企業を担う人材の養成</p>              | <p>市</p>  | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>職業能力開発事業</p> <p>(事業内容)桐生市職業訓練センターの管理運営</p> <p>(事業の必要性)事業主や勤労者、求職者の技能向上</p> <p>(事業の効果)在職者や求職者に対して各種職業訓練機会を提供し、能力開発を促進</p>            | <p>団体</p> | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>労務改善補助事業</p> <p>(事業内容)労働関係法令や年金制度、その他の経済関係の法令改正に関する情報を収集・分析し、講習会等を実施</p> <p>(事業の必要性)雇用の安定と労働環境の充実</p> <p>(事業の効果)労務管理の健全かつ適正な発展</p>  | <p>団体</p> | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>勤労者福利厚生対策補助事業</p> <p>(事業内容)連合群馬桐生地域協議会の事業活動に対する補助</p> <p>(事業の必要性)雇用の安定と労働環境の充実</p> <p>(事業の効果)労働団体の健全な発展及び勤労者の福祉の向上と加入組織の共同活動の推進</p> | <p>団体</p> | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>労働安全衛生対策補助事業</p> <p>(事業内容)事業主に対して労働安全衛生教育や各種技能講習などを支援</p> <p>(事業の必要性)雇用の安定と労働環境の充実</p> <p>(事業の効果)労働災害、職業性疾病の防止と事業所の作業環境の改善</p>      | <p>団体</p> | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>管理事業(勤労福祉会館)</p> <p>(事業内容)桐生市勤労福祉会館の適切な管理</p> <p>(事業の必要性)雇用の安定と労働環境の充実</p> <p>(事業の効果)勤労者の福祉増進と教養文化の向上</p>                           | <p>市</p>  | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>景観形成事業</p> <p>(事業内容)景観講演会の開催等</p> <p>(事業の必要性)交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化</p> <p>(事業の効果)良好な景観の保全・形成</p>                                  | <p>県市</p> | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |

|   |           |                           |
|---|-----------|---------------------------|
| <p>花と緑のぐんまづくり事業<br/> (事業内容) 県が実施する花と緑を介した交流イベントの開催を支援<br/> (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br/> (事業の効果) 花や緑への関心向上、地域振興、観光振興等</p>       | <p>団体</p> | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>桐生が岡遊園地事業(管理及び運営)<br/> (事業内容) 桐生が岡遊園地の管理及び運営<br/> (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br/> (事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興</p>                 | <p>市</p>  | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>桐生が岡動物園事業(管理及び運営)<br/> (事業内容) 桐生が岡動物園の管理及び運営<br/> (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br/> (事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興</p>                 | <p>市</p>  | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>桐生が岡動物園整備事業(レッサーパンダの導入)<br/> (事業内容) 桐生が岡動物園へのレッサーパンダの導入<br/> (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br/> (事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興</p>      | <p>市</p>  | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>一般公園事業(公園等の維持管理)<br/> (事業内容) 市内各地域にある街区公園、市民広場、その他の公園の維持管理及び運営等<br/> (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br/> (事業の効果) 安全で快適な公園利用の充実</p> | <p>市</p>  | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>吾妻水道山公園事業(管理及び運営)<br/> (事業内容) 吾妻公園と水道山公園の維持管理及び運営等<br/> (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br/> (事業の効果) 安全で快適な公園利用の充実</p>              | <p>市</p>  | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |
| <p>南公園事業(管理及び運営)<br/> (事業内容) 桐生市南公園の維持管理及び運営等<br/> (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br/> (事業の効果) 安全で快適な公園利用の充実</p>                      | <p>市</p>  | <p>当該事業の効果は将来に及ぶものである</p> |

|                   |                  |  |    |                    |
|-------------------|------------------|--|----|--------------------|
|                   |                  | 渡良瀬川河川緑地事業(河川公園、緑地等の維持管理)<br>(事業内容)河川公園・緑地等の維持管理及び運営等<br>(事業の必要性)交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br>(事業の効果)安全で快適な公園利用の充実 | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                   |                  | 観光推進事業(マップ作成等)<br>(事業内容)市内観光情報の発信<br>(事業の必要性)交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br>(事業の効果)市内外からの集客を通じた観光振興                  | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                   |                  | 梅田ふるさとセンター事業<br>(事業内容)梅田ふるさとセンターの管理<br>(事業の必要性)交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化<br>(事業の効果)振興山村地域の活性化                      | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 3 地域における情報化       | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | デジタル化推進事業<br>(事業内容)IT弱者を対象にしたPC等の支援事業<br>(事業の必要性)デジタル化の推進<br>(事業の効果)デジタルデバイトの解消や市民の利便性向上                         | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9)過疎地域持続的発展特別事業 | 軌道交通対策事業<br>(事業内容)わたらせ渓谷鉄道連絡協議会負担金<br>(事業の必要性)軌道交通の維持<br>(事業の効果)軌道交通利用の促進・活性化                                    | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                   |                  | 軌道交通対策事業<br>(事業内容)わたらせ渓谷線運行維持費補助金<br>(事業の必要性)軌道交通の維持<br>(事業の効果)安全輸送の維持及び運行の継続                                    | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                   |                  | 軌道交通対策事業<br>(事業内容)上毛線再生対策費基盤整備維持補助金<br>(事業の必要性)軌道交通の維持<br>(事業の効果)安全輸送の維持及び運行の継続                                  | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                   |                  | バス交通対策事業<br>(事業内容)乗合バス運行費補助金<br>(事業の必要性)バス交通の維持<br>(事業の効果)市内移動手段の確保  | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                   |                  | 公共交通空白地有償運送支援事業<br>(事業内容)公共交通空白地有償運送支援事業補助金の交付<br>(事業の必要性)交通手段の確保<br>(事業の効果)買い物や通院等の支援                           | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |

|           |                           |   |    |                    |
|-----------|---------------------------|---|----|--------------------|
|           |                           | <p>冬季路面凍結防止事業<br/>(事業内容) 冬季の路面の凍結防止のための支障木の伐採<br/>(事業の必要性) 冬季の道路交通の安全確保<br/>(事業の効果) 冬季の安全な移動</p>                        | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|           |                           | <p>修景事業(国道の渡良瀬川側)<br/>(事業内容) 幹線道路の景観向上のための支障木の伐採<br/>(事業の必要性) 幹線道路の修景<br/>(事業の効果) 幹線道路の景観の向上</p>                        | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業 | <p>きれいにしようよ桐生事業<br/>(事業内容) 市民ボランティアによる道路・水路等の清掃活動の支援<br/>(事業の必要性) 良好な生活環境の維持<br/>(事業の効果) まちなかの美化</p>                    | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|           |                           | <p>緑化推進事業<br/>(事業内容) 街路樹の維持管理や市民植木市、緑化推進大会、緑と花のポスター展示の開催<br/>(事業の必要性) 良好な生活環境の形成<br/>(事業の効果) 緑化による良好な生活環境の形成</p>        | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|           |                           | <p>耐震改修促進事業<br/>(事業内容) 木造住宅の耐震改修の補助や危険ブロック塀等の撤去の支援<br/>(事業の必要性) 安全安心な生活環境の形成<br/>(事業の効果) 住宅等の耐震化の促進</p>                 | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|           |                           | <p>災害対策用食料・物資備蓄事業<br/>(事業内容) 災害時、避難住民に応急用の食糧や生活必需品などの物資を供給するため、備蓄を行う<br/>(事業の必要性) 災害時の物資供給<br/>(事業の効果) 災害時の速やかな物資供給</p> | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|           |                           | <p>防災ハザードマップ更新事業<br/>(事業内容) 最新の防災ハザードマップの作成<br/>(事業の必要性) 防災に係る最新の情報を市民に周知<br/>(事業の効果) 適切な避難行動の促進</p>                    | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|           |                           | <p>自主防災事業補助金<br/>(事業内容) 自主防災組織が実施する防災訓練その他の防災事業を支援<br/>(事業の必要性) 地域防災力の向上<br/>(事業の効果) 自発的な防災活動の促進</p>                    | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|           |                           |   |    |                    |

|                               |                  |  |    |                    |
|-------------------------------|------------------|--|----|--------------------|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | 屋内遊戯施設運営事業<br>(事業内容)屋内遊戯施設の運営<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)子育て世帯に遊び場を提供   | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                               |                  | 子ども発達支援事業<br>(事業内容)専門職による発達に課題のある子どもへの支援<br>(事業の必要性)発達に課題のある子どもへの支援<br>(事業の効果)発達に課題のある子どもの早期発見、継続的支援                               | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                               |                  | 家庭児童相談室運営事業<br>(事業内容)子育て世帯や妊産婦に関し、必要な実情の把握に努め、情報提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行う<br>(事業の必要性)子育て支援体制の強化<br>(事業の効果)子どもとその家庭及び妊産婦に係る福祉向上 | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                               |                  | 地域子育て支援センター事業<br>(事業内容)乳幼児またはその保護者が相互の交流を行う場所で、子育てについての相談や情報の提供及び助言を行う<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)子育てについての相談や情報提供の機会の増進         | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                               |                  | 助成事業(地域子育て支援拠点事業)<br>(事業内容)民間の保育所及び認定こども園に対し、地域子育て支援拠点事業の委託事業を実施<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)地域子育て支援拠点の安定的運営                     | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                               |                  | 保育事業<br>(事業内容)市立保育園の運営<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)市立保育園による保育の提供   | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                               |                  | 助成事業(病児保育事業、延長保育事業等)<br>(事業内容)病児保育事業、療育支援事業、保育充実促進事業、延長保育事業、一時預かり事業の実施<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)保護者の仕事と子育ての両立促進               | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                               |                  | 放課後児童クラブ運営事業<br>(事業内容)放課後児童クラブの運営<br>(事業の必要性)子育て環境の充実<br>(事業の効果)保護者の仕事と子育ての両立促進  | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |

|  |    |                    |
|--|----|--------------------|
| <p>在宅高齢者環境整備事業<br/> (事業内容)住宅改造補修費の補助、日常生活用具の給付、緊急通報装置の貸与<br/> (事業の必要性)地域包括ケアの推進<br/> (事業の効果)高齢者の在宅生活継続のための環境づくり</p>                      | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| <p>家族介護支援事業<br/> (事業内容)介護慰労金の支給、紙おむつの給付<br/> (事業の必要性)尊厳ある暮らしの支援、支え合いのしくみづくり<br/> (事業の効果)高齢者の自立支援及び家族介護者の負担軽減</p>                         | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| <p>老人クラブ事業<br/> (事業内容)各地域の老人クラブの活動を支援<br/> (事業の必要性)高齢者の社会参加と生きがいつくり<br/> (事業の効果)高齢者の生きがい・仲間づくり及び健康増進</p>                                 | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| <p>長寿センター等事業<br/> (事業内容)高齢者の生きがい・仲間づくり及び健康増進の場となる長寿センター等の運営支援<br/> (事業の必要性)高齢者の社会参加と生きがいつくり<br/> (事業の効果)高齢者の生きがい・仲間づくり及び健康増進</p>         | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| <p>高齢者リフレッシュ事業<br/> (事業内容)無料入浴券・鍼灸マッサージサービス券の交付、水沼温泉センター利用委託<br/> (事業の必要性)高齢者の生きがいつくり<br/> (事業の効果)高齢者の心身のリフレッシュに寄与</p>                   | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| <p>給付事業(特別障害者手当等給付費を除く)<br/> (事業内容)福祉タクシー料金給付費・じん蔵機能障害者通院交通費・難聴児補聴器購入支援助成金などの支給<br/> (事業の必要性)障がい者福祉の向上<br/> (事業の効果)障がい者の日常生活における負担軽減</p> | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| <p>地域生活支援事業(地域活動支援センター事業、生活訓練事業等)<br/> (事業内容)地域活動支援センター事業、意思疎通支援事業、手話講習会等、生活訓練事業など<br/> (事業の必要性)障がい者福祉の向上<br/> (事業の効果)障がい者の自立支援の促進</p>   | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |

|         |                   |   |    |                    |
|---------|-------------------|---|----|--------------------|
|         |                   | <p>障害者団体等助成事業<br/>(事業内容)心身障害者団体及び関係ボランティア団体への運営費補助<br/>(事業の必要性)障がい者の社会参加の促進<br/>(事業の効果)心身障害者団体等の自立及び育成</p>            | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                   | <p>高齢者引きこもり対策事業<br/>(事業内容)地域おこし協力隊等を活用した高齢者見守りの実施<br/>(事業の必要性)高齢者の社会参加の促進<br/>(事業の効果)高齢者の引きこもりの改善</p>                 | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                   | <p>高齢者生活支援施設管理事業<br/>(事業内容)高齢者生活支援施設の運営管理<br/>(事業の必要性)地域包括ケアの促進<br/>(事業の効果)居宅において単独で生活することに不安のある人への支援</p>             | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                   | <p>在宅高齢者等外出支援サービス事業<br/>(事業内容)外出支援サービス事業補助金の交付<br/>(事業の必要性)高齢者等の社会参加<br/>(事業の効果)高齢者等の交通手段の確保</p>                      | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                   | <p>婚活に対する支援<br/>(事業内容)婚活支援団体との意見交換の場を設けるとともに、婚活イベント等の効果的な周知を行う<br/>(事業の必要性)結婚から育児までの切れ目のない支援<br/>(事業の効果)婚活支援活動の促進</p> | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>病院運営事業<br/>(事業内容)桐生地域医療組合負担金<br/>(事業の必要性)地域医療の確保・充実<br/>(事業の効果)桐生厚生総合病院の安定的運営</p>                                  | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|         |                   | <p>医師確保対策事業<br/>(事業内容)医師確保対策のための補助金及び支援の実施<br/>(事業の必要性)地域医療の確保・充実<br/>(事業の効果)病院・診療所の安定的運営、医療体制の充実</p>                 | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>複式学級支援非常勤講師設置事業<br/>(事業内容)複式学級の内容充実のため非常勤講師を配置<br/>(事業の必要性)学校教育の充実<br/>(事業の効果)きめこまかい教育活動の実施</p>                    | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |

|   |    |                    |
|---|----|--------------------|
| 英語指導助手業務委託事業<br>(事業内容) A L Tや教師を巡回指導する外国語指導員を配置<br>(事業の必要性) 学校教育の充実<br>(事業の効果) 外国語教育の充実   | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| スクールバス運行業務委託事業<br>(事業内容) 徒歩圏外の生徒のためにスクールバスを運行<br>(事業の必要性) 教育機会の確保<br>(事業の効果) 生徒の登校手段の確保   | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 黒保根町中学生生徒休日通学費補助事業<br>(事業内容) 休日の部活動に参加するためにデマンドタクシーを利用する生徒に乗車料金を補助<br>(事業の必要性) 教育機会の確保<br>(事業の効果) 登校に係る費用負担軽減                   | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 黒保根義務教育学校小規模特認校通学費補助事業<br>(事業内容) わたらせ渓谷鐵道を利用して通学する児童生徒に定期券代を補助<br>(事業の必要性) 教育機会の確保<br>(事業の効果) 登校に係る費用負担軽減                       | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 就学支援事業<br>(事業内容) わたらせ渓谷鐵道を利用して通学する高校生等に定期券代を補助<br>(事業の必要性) 教育機会の確保<br>(事業の効果) 登校に係る費用負担軽減                                       | 個人 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| I C T教育推進事業(小学校)<br>(事業内容) 教育用パソコンのリース、タブレットP C等の運用管理<br>(事業の必要性) 教育環境の充実<br>(事業の効果) I C Tを活用した学習環境の整備促進                        | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| I C T教育推進事業(中学校)<br>(事業内容) 教育用パソコンのリース、タブレットP C等の運用管理<br>(事業の必要性) 教育環境の充実<br>(事業の効果) I C Tを活用した学習環境の整備促進                        | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 黒保根町西町インターナショナルスクール交流事業<br>(事業内容) 西町インターナショナルスクールと農業体験やホームステイ等の様々な交流事業を実施<br>(事業の必要性) 教育内容の充実<br>(事業の効果) 姉妹校との交流事業を通じて国際理解教育の推進 | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |

|             |                  |   |   |                    |
|-------------|------------------|---|---|--------------------|
|             |                  | <p>黒保根町国際理解推進事業<br/> (事業内容)専任の外国人英会話講師を配置し、保育園での保育活動、小中学校での英会話教室等を実施<br/> (事業の必要性)教育内容の充実<br/> (事業の効果)英会話教室等を通じて国際理解教育の推進</p>   | 市 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|             |                  | <p>黒保根町スポーツ推進事業<br/> (事業内容)地域スポーツの充実のため、各種スポーツ団体の育成及び各種事業を実施<br/> (事業の必要性)生涯スポーツの推進<br/> (事業の効果)地域住民の健康維持・増進</p>  | 市 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|             |                  | <p>放課後子供教室事業<br/> (事業内容)放課後や休業日等に安全に安心して活動する拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動を通し、子供たちに地域との交流の機会を提供<br/> (事業の必要性)地域における教育環境の充実、地域の教育力の向上<br/> (事業の効果)子供たちの多様な体験機会の創出</p> | 市 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|             |                  | <p>未来創生塾支援事業<br/> (事業内容)群馬大学理工学部と地元企業、市民団体等と連携して、子どもの夢と感性を育むことを目的とした特別教育プログラムの活動を支援<br/> (事業の必要性)教育機会の充実<br/> (事業の効果)特色ある教育機会の提供</p>                                      | 市 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|             |                  | <p>自然観察の森事業<br/> (事業内容)自然観察の森の維持管理及び自然観察会や講座等の開催<br/> (事業の必要性)教育内容の充実<br/> (事業の効果)自然に対する理解や自然保護意識の啓発の促進</p>   | 市 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 9 集落の整備     | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | <p>地域活動推進事業<br/> (事業内容)集落の維持等の取り組みの実施<br/> (事業の必要性)集落における対策の推進<br/> (事業の効果)地域コミュニティの活性化</p>   | 市 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 10 地域文化の振興等 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | <p>黒保根歴史民俗資料館管理事業(資料貯蔵品保存事業)<br/> (事業内容)黒保根歴史民俗資料館の資料貯蔵品の燻蒸処理等<br/> (事業の必要性)文化財の保存<br/> (事業の効果)資料貯蔵品の適正な保存</p>  | 市 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |

|                        |                  |  |    |                    |
|------------------------|------------------|--|----|--------------------|
|                        |                  | 黒保根町文化財保存事業(無形文化財保存事業)<br>(事業内容)無形文化財の保存、継承活動を行う団体に対する支援<br>(事業の必要性)無形文化財の保存<br>(事業の効果)無形文化財の継承                  | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                        |                  | 伝統的建造物群保存事業補助金<br>(事業内容)保存地区内の建築物の修理、修景等に対する補助金<br>(事業の必要性)伝統的建造物群の保存<br>(事業の効果)伝統的建造物群の修理、修景の促進                 | 個人 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                        |                  | 日本遺産活用事業<br>(事業内容)日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の周知と活用<br>(事業の必要性)地域文化の振興<br>(事業の効果)日本遺産「かかあ天下-ぐんまの絹物語-」の認知向上や日本遺産構成文化財の保存 | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進     | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | 環境都市推進事業<br>(事業内容)環境都市推進補助金(市民向け)による蓄電池設備の促進<br>(事業の必要性)地球温暖化の対策<br>(事業の効果)温室効果ガス排出量の削減                          | 個人 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1)過疎地域持続的発展特別事業 | 絶滅危惧種カッコソウ保全事業<br>(事業内容)種の保全のための施策実施、啓発、盗掘対策等<br>(事業の必要性)自然環境の保全<br>(事業の効果)希少野生植物の保全促進                           | 団体 | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |
|                        |                  | 森林教育事業<br>(事業内容)森林環境の生物多様性を学ぶ場や専門家を講師とした生物調査の機会を提供<br>(事業の必要性)自然環境の保全<br>(事業の効果)自然保護意識の普及・啓発の促進                  | 市  | 当該事業の効果は将来に及ぶものである |